

資料 2 3－2

接続料規則等の一部改正について

(詮問第3026号)

＜目 次＞

| | |
|--------------------|---|
| 1 詮問書 | 1 |
| 2 改正概要 | 2 |
| 3 新旧対照表 | 6 |
| ・接続料規則等の一部を改正する省令案 | |

(写)

諮詢第3026号
平成22年11月16日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 片山 善博



諮詢書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第4項第2号及び第5項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項を定めるため、接続料規則（平成12年郵政省令第64号）及び接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮詢する。

接続料規則等の一部改正について

I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料は、平成20年度から平成22年度までの3年間を適用期間として、現行の長期増分費用方式（第4次モデル）によって算定されているところである。
- (2) 第4次モデルの適用期間は上記の通り平成22年度までであることから、総務省は平成21年6月からモデル見直しのための研究会を開催し、平成22年3月に第4次モデルを改修した第5次モデルを取りまとめた。これは、市場環境変化等を踏まえつつ、最新の実態への即応性やモデル精緻化の観点から検討を行い、第4次モデルに所要の見直しを織り込んだものである。
- (3) これを受け、平成23年度以降の接続料の算定の在り方について、平成22年4月に情報通信審議会（以下「情通審」という。）に諮問がなされ、平成22年9月28日に、平成23年度及び平成24年度の接続料の算定には第5次モデルを適用することが適当であるとする、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」の答申（以下単に「答申」という。）を受けたところである。
- (4) 今回の接続料規則等の一部改正では、答申を踏まえ、平成23年度以降の接続料の算定方法等について、主に以下の事項を措置するため、所要の規定整備を行うこととするものである。

【接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正】

- ① 接続料算定方法の変更
長期増分費用（LRIC）モデルの改修に伴う、算定方法の一部変更
- ② 接続料算定に用いる入力値の扱い
平成23年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正】

- ③ NTSコストの扱い
NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入の継続等
- ④ 接続料算定に用いる通信量の扱い
前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用
- ⑤ 接続料における東西格差
NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定（東西均一接続料）の継続採用

II 主な改正の概要

1. 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正

（1）モデル改修（第 5 次モデル導入）に伴う、算定方法の一部変更

【別表第 2 の 1、第 2 の 2 及び第 4 の 1 関係】

答申を踏まえ、第 5 次モデル導入に伴う接続料算定方式を一部変更するため、別表の整備を行うものである。

■答申[18 頁抜粋]

イ 考え方

①改良モデルの改修点についての評価

(略)

また、改良モデルについては、モデルを取り巻く環境の変化に対応しつつ適切なコスト算出を行うことのできるモデルを策定することを目的として、関係事業者からの改修提案に基づき、研究会において専門家が十分な時間をかけて最新の実態への即応性やモデルの精緻化の観点から検討を行った上で改修されたものであり、審議会としても、モデルの改修は適切であると認められる。

■答申[24 頁抜粋]

ウ 平成 23 年度以降の接続料算定方式の扱い

(略)

以上のことから、平成 23 年度以降の接続料の算定方式としては、引き続き長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当である。

（2）平成 23 年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

答申を踏まえ、平成 23 年度の接続料算定に用いる各入力値を、第 38 回長期増分費用モデル研究会（平成 22 年 11 月 1 日開催）において了承された値に更新するため、別表の整備を行うこととするものである。

■答申[37 頁抜粋]

イ その他の入力値の扱い

(略)

したがって、通信量を除くその他の入力値については、従来同様、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配意しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定期に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当である。

2. 接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正

(1) NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への全額算入

【附則第7項、第8項、第10項及び第12項関係】

- ① ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度からの当分の間の措置として、回線当たり費用が「全国平均+標準偏差の2倍」を超える額に補てん対象を変更されたことに伴い、NTSコストのうち、高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めるき線点RT-GC間伝送路費用相当額が実質的には補てん対象外となる。

この結果、NTT東西のみがき線点RT-GC間伝送路費用を負担することとなるため、平成19年9月の情報通信審議会答申では、NTT東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を従量制接続料の原価の一部に算入することとされた。

- ② これを受け、平成20年度以降、毎年度20%ずつ段階的にき線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への算入が行われてきた。今回の答申でも、この段階的算入は引き続き行うこととされたことから、平成23年度以降は当該費用の全額を接続料原価に算入することとするものである。

■答申[30頁抜粋]

工 平成23年度以降におけるき線点RT-GC間伝送路コストの扱い

き線点RT-GC間伝送路に係るコストは、通信量に依存せず加入者回線の増減に応じてコストが増減するNTSコストであることから、当該伝送路に係るコストは、基本料の費用範囲の中で回収することが原則である。

しかし、平成19年度の答申において、利用者負担を軽減する観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん額のコスト算定方法の見直しがなされ、同答申の趣旨にかんがみると、平成23年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、段階的付替えが進むことによって、100%を接続料原価に算入することとなる。

その一方、仮に、き線点RT-GC間伝送路コストを基本料で回収することとすれば、回線当たり費用が上位4.9%の高コスト加入者回線の属する地域について、全国平均費用を超える額を補てん対象とする方法に再度見直すこととなり、その結果、利用者負担が増大することが見込まれる。

また、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースにて、光IP電話やブロードバンドアクセスのユニバーサルサービス化について提言がなされており、今後、ユニバーサルサービス制度を取り巻く環境は大きく変化することが想定される。

以上のことから、平成19年答申の趣旨にかんがみれば、平成23年度以降のき線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担の軽減の観点から、あくまでも当分の間の措置として、引き続き段階的付替えを行うことによって、従量制接続料の原価にその100%を算入することもやむを得ないと考えられる。

(略)

(2) 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

【附則第14項関係】

答申を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの間の接続料算定に用いる通信量については、引き続き、算定される接続料の「適用年度の前年度の下半期と適用年度の上半期の通信量を通年化したもの」を採用することとするものである。

■答申[36頁及び37頁抜粋]

ア 接続料算定に用いる通信量の扱い

(略)

したがって、平成19年答申の時点から状況に大きな変化は見られず、現行の予測方式を変更する必要は特段ないものと考えられることから、平成23年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを探用することが適当である。

(3) NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定（東西均一接続料）

【附則第17項関係】

答申を踏まえ、LRIC（第5次モデル）方式によって算定される接続料算定については、第5次モデルの適用期間中は、引き続き東西均一接続料が設定されることを確保するため、平成23年度から平成24年度までの間は、NTT東西の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとするものである。

■答申[41頁抜粋]

イ 東西別接続料の設定の是非

(略)

平成19年答申において考慮した接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等についても、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められないことから、平成23年度以降の接続料算定においても、これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当である。

(略)

接続料規則の一部を改正する省令案 新旧对照条文

○接続料規則（平成十一年郵政省令第十四号）

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 | | | | | | | | |
|--|--|---------|--------|--|------|---------|--------|---|--|
| <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2の1(第6条関係) 正味固定資産価額算定方法</p> <p>定額法正味固定資産価額 = $\Sigma_{n=1}^{\infty}$ (定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数</p> <p>定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n) + 期末定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2</p> <p>期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n - 1)、 最低残存価額}</p> <p>期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、 最低残存価額}</p> <p>定率法正味固定資産価額 = $\Sigma_{n=1}^{\infty}$ (定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数</p> <p>定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n) + 期末定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2</p> <p>期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率)⁽ⁿ⁻¹⁾、 投資額 × 最低残存率}</p> <p>期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率)ⁿ、 投資額 × 最低残存率}</p> <p>債却率 = 1 - (残存率)^(1 ÷ 法定耐用年数)</p> <p>残存率 = 0.1とする。</p> <p>なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。</p> | <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2の1(第6条関係) 正味固定資産価額算定方法</p> <p>定額法正味固定資産価額 = $\Sigma_{n=1}^{\infty}$ (定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数</p> <p>定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n) + 期末定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2</p> <p>期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n - 1)、 投資額 × 最低残存率}</p> <p>期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、 投資額 × 最低残存率}</p> <p><u>残存価額 = 投資額 × 残存率とする。</u></p> <p>定率法正味固定資産価額 = $\Sigma_{n=1}^{\infty}$ (定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数</p> <p>定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n) + 期末定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2</p> <p>期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率)⁽ⁿ⁻¹⁾、 投資額 × 最低残存率}</p> <p>期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率)ⁿ、 投資額 × 最低残存率}</p> <p>債却率 = 1 - (残存率)^(1 ÷ 法定耐用年数)</p> <p>残存率 = 0.1とする。</p> <p>なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。</p> | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">設備区分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">算 定 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">加入者交換機</td> <td style="padding: 2px;"> 1 交換機の設置基準 (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）が1万<u>2千</u>回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。 (2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万<u>2千</u>回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。 2 局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定 (1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万<u>2千</u>回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置から加入者交換機間の光ケーブルの総心k m、加入者交換機から中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置の帰属先を決定する。 3 設備量の算定 加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">設備区分</td> <td style="padding: 2px;">算 定 方 法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">加入者交換機</td> <td style="padding: 2px;"> 1 交換機の設置基準 (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）が1万回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。 (2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。 2 局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定 (1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置から加入者交換機間の光ケーブルの総心k m、加入者交換機から中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置の帰属先を決定する。 3 設備量の算定 加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。 </td> </tr> </tbody> </table> | 設備区分 | 算 定 方 法 | 加入者交換機 | 1 交換機の設置基準 (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）が1万 <u>2千</u> 回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。 (2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万 <u>2千</u> 回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。 2 局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定 (1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万 <u>2千</u> 回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置から加入者交換機間の光ケーブルの総心k m、加入者交換機から中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置の帰属先を決定する。 3 設備量の算定 加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。 | 設備区分 | 算 定 方 法 | 加入者交換機 | 1 交換機の設置基準 (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）が1万回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。 (2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。 2 局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定 (1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置から加入者交換機間の光ケーブルの総心k m、加入者交換機から中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置の帰属先を決定する。 3 設備量の算定 加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。 | |
| 設備区分 | 算 定 方 法 | | | | | | | | |
| 加入者交換機 | 1 交換機の設置基準 (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）が1万 <u>2千</u> 回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。 (2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万 <u>2千</u> 回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。 2 局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定 (1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万 <u>2千</u> 回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置から加入者交換機間の光ケーブルの総心k m、加入者交換機から中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置の帰属先を決定する。 3 設備量の算定 加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。 | | | | | | | | |
| 設備区分 | 算 定 方 法 | | | | | | | | |
| 加入者交換機 | 1 交換機の設置基準 (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）が1万回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。 (2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。 2 局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定 (1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。 (3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置から加入者交換機間の光ケーブルの総心k m、加入者交換機から中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置の帰属先を決定する。 3 設備量の算定 加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。 | | | | | | | | |

なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の（1）から（4）の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。

- (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・P H S別の発着信呼量に各役務の局別収容回線数を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・P H S別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁時総呼数とし、その最繁時総呼数の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数及び混在収容時効率低下係数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向バス数、加入者交換機接続呼中継バス数、局設置遠隔収容装置対向5.2Mバス数の合計を当該局の加入者交換機中継インターフェース数とし、加入者交換機中継インターフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

4 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、すべての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。

$$\text{局ごと加入者交換機投資額} = \text{加入者交換機ユニット数} \times \text{加入者交換機ユニット当たり単価}$$

- +回線共通投資額
- +加入者交換機直収電話端子数
 - \times 加入者交換機直収アナログ電話回線単価
 - +（加入者交換機直収総合デジタル通信端子数 + P H S端子数）
 - \times 加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価
 - +最繁時総呼数 \times 最繁時総呼数単価
 - +最繁時呼量投資額
 - +対向局設置遠隔収容装置ユニット数
 - \times 局設置遠隔収容装置対向基本部単価
 - +局設置遠隔収容装置対向1.5Mバス数
 - \times 局設置遠隔収容装置対向1.5Mバス単価
 - +加入者交換機中継5.2Mバス数
 - \times 加入者交換機中継5.2Mバス単価

なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の（1）から（4）の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。

- (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・P H S別の発着信呼量に各役務の局別収容回線数を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・P H S別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁時総呼数とし、その最繁時総呼数の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数及び混在収容時効率低下係数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向バス数、加入者交換機接続呼中継バス数、局設置遠隔収容装置対向5.2Mバス数の合計を当該局の加入者交換機中継インターフェース数とし、加入者交換機中継インターフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

4 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、すべての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。

$$\text{局ごと加入者交換機投資額} = \text{加入者交換機ユニット数} \times \text{加入者交換機ユニット当たり単価}$$

- +回線共通投資額
- +加入者交換機直収電話端子数
 - \times 加入者交換機直収アナログ電話回線単価
 - +（加入者交換機直収総合デジタル通信端子数 + P H S端子数）
 - \times 加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価
 - +最繁時総呼数 \times 最繁時総呼数単価
 - +最繁時呼量投資額
 - +対向局設置遠隔収容装置ユニット数
 - \times 局設置遠隔収容装置対向基本部単価
 - +局設置遠隔収容装置対向1.5Mバス数
 - \times 局設置遠隔収容装置対向1.5Mバス単価
 - +加入者交換機中継5.2Mバス数
 - \times 加入者交換機中継5.2Mバス単価

| | |
|-----------|--|
| 局設置遠隔収容装置 | 1 設備量の算定 遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混在収容時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。 |
| | 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、すべての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。 $\text{局ごと局設置遠隔収容装置投資額} = \text{局設置遠隔収容装置ユニット投資額} + \text{局設置遠隔収容装置取収アナログ電話端子数} + \text{局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価} + (\text{局設置遠隔収容装置取収総合デジタル通信端子数} + \text{P H S端子数}) + \text{局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価}$ |

| | |
|-----------|--|
| 局設置遠隔収容装置 | 1 設備量の算定 遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混在収容時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。 |
| | 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、すべての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。 $\text{局ごと局設置遠隔収容装置投資額} = \text{局設置遠隔収容装置ユニット投資額} + \text{局設置遠隔収容装置取収アナログ電話端子数} + \text{局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価} + (\text{局設置遠隔収容装置取収総合デジタル通信端子数} + \text{P H S端子数}) + \text{局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価}$ |

| | +回線収容部投資額 +中継インターフェース部投資額 | | +回線収容部投資額 +中継インターフェース部投資額 |
|-----------|---|--|------------------------------|
| き線点遠隔収容装置 | <p>1 回線数の算定 国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。 なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率（県、調査区） = 世帯数（県、調査区） ÷ 総世帯数（調査区） 就業者自県案分率（県、調査区） = 就業者数（県、調査区） ÷ 総就業者数（調査区）</p> <p>(1) 住宅用加入電話回線数 = 局ごと住宅用加入電話契約回線数 ÷ 調査区ごと世帯数の局ごと合計 × 調査区ごとの世帯数 × 世帯自県案分率</p> <p>(2) 事務用加入電話回線数 = 局ごと事務用加入電話契約回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の局ごと合計 × 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数 = 単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷ 調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計 × 調査区ごとの世帯数 × 世帯自県案分率</p> <p>(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数 = 単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数 = 単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(6) 第一種公衆電話回線数 = 単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数 ÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自県案分率</p> <p>(7) 第一種デジタル公衆電話回線数 = 単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数 ÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自県案分率</p> <p>(8) 第二種公衆電話回線数 = 単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(9) 第二種デジタル公衆電話回線数 = 単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(10) 低速専用線二線式回線数 = 単位料金区域別低速専用線実績回線数 × (県別低速専用線二線式実績回線数 ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数 + 県別低速専用線四線式実績回線数)) ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率</p> | <p>き線点遠隔収容装置</p> <p>1 回線数の算定 国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。 なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率（県、調査区） = 世帯数（県、調査区） ÷ 総世帯数（調査区） 就業者自県案分率（県、調査区） = 就業者数（県、調査区） ÷ 総就業者数（調査区）</p> <p>(1) 住宅用加入電話回線数 = <u>単位料金区域別</u>住宅用加入電話契約回線数 ÷ 調査区ごと世帯数の<u>単位料金区域別</u>合計 × 調査区ごとの世帯数 × 世帯自県案分率</p> <p>(2) 事務用加入電話回線数 = <u>単位料金区域別</u>事務用加入電話契約回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の<u>単位料金区域別</u>合計 × 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数 = 単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷ 調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計 × 調査区ごとの世帯数 × 世帯自県案分率</p> <p>(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数 = 単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数 = 単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(6) 第一種公衆電話回線数 = 単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数 ÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自県案分率</p> <p>(7) 第一種デジタル公衆電話回線数 = 単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数 ÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自県案分率</p> <p>(8) 第二種公衆電話回線数 = 単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(9) 第二種デジタル公衆電話回線数 = 単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(10) 低速専用線二線式回線数 = 単位料金区域別低速専用線実績回線数 × (県別低速専用線二線式実績回線数 ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数 + 県別低速専用線四線式実績回線数)) ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率</p> | |

| |
|--|
| (11) 低速専用線四線式回線数=単位料金区域別低速専用線実績回線数 × (県別低速専用線四線式実績回線数 ÷ (県別低専用線二線式実績回線数+県別低速専用線四線式実績回線数) ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率 |
| (12) 高速メタル専用線回線数=単位料金区域別高速専用線実績回線数 × (県別高速メタル専用線実績回線数 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数+県別高速光専用線実績回線数) ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率 |
| (13) 高速光専用線回線数 =単位料金区域別高速専用線実績回線数 × (県別高速光専用線実績回線数 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数+県別高速光専用線実績回線数) ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率 |
| 2 き線点から局間伝送路経路の選択 局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点から局間伝送路経路は次の基準により決定する。 (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。 (2) 局を起点とし、±45°の傾きの範囲ごとに収容する。 (3) ±45°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。 (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。 (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。 (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。 |
| 3 設備構成選択 き線点～局間伝送路ごとに、次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。 (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 |
| 4 設備量の算定 (1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたき線点遠隔収容装置のユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。 ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したもの イ 低速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数で除したもの ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数で除したもの (2) 局ごとに、当該局に収容されるき線点の、(1)で算定したき線点遠隔収容装置のユニット数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置のユニット数とし、き線点遠隔収容装置収容回線数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。 |
| 5 投資額の算定 次の算定式 ((1)、(2)) により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔收 |

| |
|--|
| (11) 低速専用線四線式回線数=単位料金区域別低速専用線実績回線数 × (県別低速専用線四線式実績回線数 ÷ (県別低専用線二線式実績回線数+県別低速専用線四線式実績回線数) ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率 |
| (12) 高速メタル専用線回線数=単位料金区域別高速専用線実績回線数 × (県別高速メタル専用線実績回線数 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数+県別高速光専用線実績回線数) ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率 |
| (13) 高速光専用線回線数 =単位料金区域別高速専用線実績回線数 × (県別高速光専用線実績回線数 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数+県別高速光専用線実績回線数) ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率 |
| 2 き線点から局間伝送路経路の選択 局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点から局間伝送路経路は次の基準により決定する。 (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。 (2) 局を起点とし、±45°の傾きの範囲ごとに収容する。 (3) ±45°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。 (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。 (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。 (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。 |
| 3 設備構成選択 き線点～局間伝送路ごとに、次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。 (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 |
| 4 設備量の算定 (1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたき線点遠隔収容装置のユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。 ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したもの イ 低速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数で除したもの ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数で除したもの (2) 局ごとに、当該局に収容されるき線点の、(1)で算定したき線点遠隔収容装置のユニット数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置のユニット数とし、き線点遠隔収容装置収容回線数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。 |
| 5 投資額の算定 次の算定式 ((1)、(2)) により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔收 |

| | | |
|-------------|---|--|
| | <p>最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を合計したもの。）を加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線用装置最大収容システム数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)の台数に、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置に収容される回線から専用役務に係るものを除いた比率を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額を求め、すべての局の局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額を合算し、加入者系半固定バス伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額</p> $= \text{加入者系半固定バス伝送装置架数} \\ \times \text{加入者系半固定バス伝送装置 1 架当たり単価} \\ + \text{帰属するき線点遠隔収容装置に収容される回線数} \\ \times \text{加入者系半固定バス伝送装置回線当たり単価}$ | |
| 消防警察トランク | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別収容回線数を収容する場合は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を引いた後、1万で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。</p> <p>(2) 遠隔収容装置設置局ごとに、消防警察トランクの必要設備量を2とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。</p> <p>(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当該局に帰属するすべての遠隔収容装置設置局の消防警察トランク必要数を加えたものを当該局の消防警察トランク数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トランク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、すべての局の局ごと消防警察トランク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。</p> <p>局ごと消防警察トランク投資額=消防警察トランク数×消防警察トランク単価 + 消防警察トランク架数 × 消防警察トランク搭載架単価</p> | |
| 警察消防用回線集約装置 | <p>1 設備量の算定</p> <p>警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。</p> <p>(1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用線回線数の算定をして割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とする。</p> <p>(2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の警察消防用回線集約装置数とする。</p> | |
| 警察消防用回線集約装置 | <p>1 設備量の算定</p> <p>警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。</p> <p>(1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用線回線数の算定をして割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とする。</p> <p>(2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の警察消防用回線集約装置数とする。</p> | |

カ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mバス数、多重変換装置専用6Mバス数及び多重変換装置データ系6Mバス数の合計にチャネル切上単位（6M）を乗じたもの及びアの多重変換装置1.5Mバス数にチャネル切上単位（1.5M）を乗じたものの合計をチャネル切上単位（5.2M）で除して、多重変換装置5.2Mバス数を算定する（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。

キ カで算定した多重変換装置5.2Mバス数を3で除して（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）、多重変換装置1.56Mインターフェース数を算定する。

この際に生じた剩余の数を多重変換装置5.2Mインターフェース数とする。

ク カで算定した多重変換装置5.2Mバス数を3で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置ユニット数とする。また、多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したものを多重変換装置架数とする（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。

（2）加入者交換機設置局ごとに以下の手順で伝送装置の台数を算定する。

ア 当該局に帰属する遠隔収容装置設置局の多重変換装置1.56Mインターフェース数及び多重変換装置5.2Mインターフェース数それぞれの合計を当該局の多重変換装置1.56Mインターフェース数及び多重変換装置5.2Mインターフェース数とする。

イ 当該局に帰属する遠隔収容装置設置局の多重変換装置5.2Mバス数の合計を3で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置ユニット数とする。

ウ 当該局の多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置架数とする。

2 加入者交換機から中継交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定
加入者交換機から中継交換機間伝送路ごとに、次の手順で伝送装置の種類ごとの台数を算定する。

（1）伝送装置の組合せは次のとおりとする。

ア 加入者交換機設置局に多重変換装置を設置し、中継交換機設置局に多重変換装置を設置する。

イ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（1.56M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（1.56M）を設置する。

ウ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（6.00M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（6.00M）を設置する。

エ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置する。

オ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（1.56M）を設置し、中継交換機設置局にクロスコネクト装置を設置する。

カ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（6.00M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（6.00M）及びクロスコネクト装置を設置する。

キ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）及びクロスコネクト装置を設置する。

ク 加入者交換機設置局及び中継交換機設置局に分岐挿入伝送装置を設置する。

（2）加入者交換機の設備量から、（1）のアからエまでの組合せごとの伝送装置のインターフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

（3）中継交換機が2台以上の場合又は当該局に相互接続点が設置される場合にクロスコネクト装置を設置することとし、（1）のオ、カ及びキの組合せごとの伝送装置のインターフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

（4）（2）及び（3）で選択された組合せと（1）のクを比較し、投資額が最も低くなるものを選択する。

カ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mバス数、多重変換装置専用6Mバス数及び多重変換装置データ系6Mバス数の合計にチャネル切上単位（6M）を乗じたもの及びアの多重変換装置1.5Mバス数にチャネル切上単位（1.5M）を乗じたものの合計をチャネル切上単位（5.2M）で除して、多重変換装置5.2Mバス数を算定する（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。

キ カで算定した多重変換装置5.2Mバス数を3で除して（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）、多重変換装置1.56Mインターフェース数を算定する。

この際に生じた剩余の数を多重変換装置5.2Mインターフェース数とする。

ク カで算定した多重変換装置5.2Mバス数を3で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置ユニット数とする。また、多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置架数とする（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。

（2）加入者交換機設置局ごとに以下の手順で伝送装置の台数を算定する。

ア 当該局に帰属する遠隔収容装置設置局の多重変換装置1.56Mインターフェース数及び多重変換装置5.2Mインターフェース数それぞれの合計を当該局の多重変換装置1.56Mインターフェース数及び多重変換装置5.2Mインターフェース数とする。

イ 当該局に帰属する遠隔収容装置設置局の多重変換装置5.2Mバス数の合計を3で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置ユニット数とする。

ウ 当該局の多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置架数とする。

2 加入者交換機から中継交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定

加入者交換機から中継交換機間伝送路ごとに、次の手順で伝送装置の種類ごとの台数を算定する。

（1）伝送装置の組合せは次のとおりとする。

ア 加入者交換機設置局に多重変換装置を設置し、中継交換機設置局に多重変換装置を設置する。

イ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（1.56M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（1.56M）を設置する。

ウ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（6.00M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（6.00M）を設置する。

エ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置する。

オ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（1.56M）を設置し、中継交換機設置局にクロスコネクト装置を設置する。

カ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（6.00M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（6.00M）及びクロスコネクト装置を設置する。

キ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）及びクロスコネクト装置を設置する。

ク 加入者交換機設置局及び中継交換機設置局に分岐挿入伝送装置を設置する。

（2）加入者交換機の設備量から、（1）のアからエまでの組合せごとの伝送装置のインターフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

（3）中継交換機が2台以上の場合又は当該局に相互接続点が設置される場合にクロスコネクト装置を設置することとし、（1）のオ、カ及びキの組合せごとの伝送装置のインターフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

（4）（2）及び（3）で選択された組合せと（1）のクを比較し、投資額が最も低くなるものを選択する。

3 1及び2の規定に基づき算定した設備量から、当該設備を共有する専用線回線等（低速専用線回線数、高速メタル専用線回線数、高速光専用線回線数、ATM専用線回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数）に係る設備量を、それぞれのバス数の比率に基づいて控除する。

4 投資額の算定

次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した伝送装置の種類別の架数等を用いて伝送装置投資額を算定する。

局ごと伝送装置投資額＝多重変換装置投資額

$$\begin{aligned} &+ \text{高速終端中継伝送装置投資額} \\ &+ \text{クロスコネクト装置投資額} \\ &+ \text{分岐挿入伝送装置投資額} \end{aligned}$$

局ごと多重変換装置投資額

$$\begin{aligned} &= \text{多重変換装置架数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置架・共通部当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置ユニット数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置ユニット当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 1.5 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 1.5 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 2 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 2 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 6 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 6 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 8 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 8 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 5.2 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 5.2 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 1.56 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 1.56 \text{ Mインターフェース当たり単価} \end{aligned}$$

局ごと高速終端中継伝送装置投資額

$$\begin{aligned} &= \text{高速終端中継伝送装置架数} \\ &\quad \times \text{高速終端中継伝送装置架・共通部当たり単価} \\ &+ \text{高速終端中継伝送装置ユニット数} \\ &\quad \times \text{高速終端中継伝送装置ユニット当たり単価} \\ &+ \text{高速終端中継伝送装置局内インターフェース数} \\ &\quad \times \text{高速終端中継伝送装置局内インターフェース当たり単価} \\ &+ \text{高速終端中継伝送装置局間インターフェース数} \\ &\quad \times \text{高速終端中継伝送装置局間インターフェース単価} \end{aligned}$$

局ごとクロスコネクト装置投資額

$$\begin{aligned} &= \text{クロスコネクト装置基本架数} \\ &\quad \times \text{クロスコネクト装置基本架当たり単価} \\ &+ \text{クロスコネクト装置接続架数} \\ &\quad \times \text{クロスコネクト装置接続架当たり単価} \\ &+ \text{クロスコネクト装置増設リンク数} \\ &\quad \times \text{クロスコネクト装置増設リンク当たり単価} \\ &+ \text{クロスコネクト装置空間スイッチユニット数} \\ &\quad \times \text{クロスコネクト装置空間スイッチユニット当たり単価} \\ &+ \text{クロスコネクト装置局内 } 5.2 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{クロスコネクト装置局内 } 5.2 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{クロスコネクト装置局内 } 1.56 \text{ Mインターフェース数} \end{aligned}$$

3 1及び2の規定に基づき算定した設備量から、当該設備を共有する専用線回線等（低速専用線回線数、高速メタル専用線回線数、高速光専用線回線数、ATM専用線回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数）に係る設備量を、それぞれのバス数の比率に基づいて控除する。

4 投資額の算定

次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した伝送装置の種類別の架数等を用いて伝送装置投資額を算定する。

局ごと伝送装置投資額＝多重変換装置投資額

$$\begin{aligned} &+ \text{高速終端中継伝送装置投資額} \\ &+ \text{クロスコネクト装置投資額} \\ &+ \text{分岐挿入伝送装置投資額} \end{aligned}$$

局ごと多重変換装置投資額

$$\begin{aligned} &= \text{多重変換装置架数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置架・共通部当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置ユニット数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置ユニット当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 1.5 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 1.5 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 2 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 2 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 6 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 6 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 8 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 8 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 5.2 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 5.2 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{多重変換装置 } 1.56 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{多重変換装置 } 1.56 \text{ Mインターフェース当たり単価} \end{aligned}$$

局ごと高速終端中継伝送装置投資額

$$\begin{aligned} &= \text{高速終端中継伝送装置架数} \\ &\quad \times \text{高速終端中継伝送装置架・共通部当たり単価} \\ &+ \text{高速終端中継伝送装置ユニット数} \\ &\quad \times \text{高速終端中継伝送装置ユニット当たり単価} \\ &+ \text{高速終端中継伝送装置局内インターフェース数} \\ &\quad \times \text{高速終端中継伝送装置局内インターフェース当たり単価} \\ &+ \text{高速終端中継伝送装置局間インターフェース数} \\ &\quad \times \text{高速終端中継伝送装置局間インターフェース単価} \end{aligned}$$

局ごとクロスコネクト装置投資額

$$\begin{aligned} &= \text{クロスコネクト装置基本架数} \\ &\quad \times \text{クロスコネクト装置基本架当たり単価} \\ &+ \text{クロスコネクト装置接続架数} \\ &\quad \times \text{クロスコネクト装置接続架当たり単価} \\ &+ \text{クロスコネクト装置増設リンク数} \\ &\quad \times \text{クロスコネクト装置増設リンク当たり単価} \\ &+ \text{クロスコネクト装置空間スイッチユニット数} \\ &\quad \times \text{クロスコネクト装置空間スイッチユニット当たり単価} \\ &+ \text{クロスコネクト装置局内 } 5.2 \text{ Mインターフェース数} \\ &\quad \times \text{クロスコネクト装置局内 } 5.2 \text{ Mインターフェース当たり単価} \\ &+ \text{クロスコネクト装置局内 } 1.56 \text{ Mインターフェース数} \end{aligned}$$

| | |
|------------------------|--|
| <p>クロック供給装置</p> | <p>1 機器量の算定</p> <p>(1) 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（局設置遠隔収容装置の台数及び多重変換装置の架数を合計したもの。）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>(2) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（当該局に帰属する遠隔収容装置設置局との間で設置する多重変換装置の架数、加入者系半固定バス伝送装置の架数、多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数及び加入者交換機のユニット数を合計したもの。）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>(3) 中継交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数、中継交換機のユニット数、クロスコネクト装置基本架数及びクロスコネクト装置増設架数を合計したもの。）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した被クロック供給装置数及び架数を用いて局ごとクロック供給装置投資額を求め、すべての局の局ごとクロック供給装置投資額を合算し、クロック供給装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとクロック供給装置投資額＝クロック供給装置架数 $\times \text{クロック供給装置架・共通部単価}$ $+ \text{クロック供給装置被クロック供給装置数} \div 4$ $\times \text{クロック供給装置供給クロック単価}$</p> |
| <p>メタルケーブル</p> | <p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布をもとに、あらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの直長 $k\text{ m}$ を算定する。ケーブルの対数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数、条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長 $k\text{ m}$ 、対 $k\text{ m}$ を算定する。</p> <p>(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 $k\text{ m}$ 、対 $k\text{ m}$ は、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、 2 (3)においてすべてのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線直長 $k\text{ m}$ を算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線直長が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換を行なうケーブルは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局から近いものであり、かつ敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p> |
| <p>クロック供給装置</p> | <p>1 機器量の算定</p> <p>(1) 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（局設置遠隔収容装置の台数及び多重変換装置の架数を合計したもの。）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>(2) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（当該局に帰属する遠隔収容装置設置局との間で設置する多重変換装置の架数、加入者系半固定バス伝送装置の架数、多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数及び加入者交換機のユニット数を合計したもの。）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>(3) 中継交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数、中継交換機のユニット数、クロスコネクト装置基本架数及びクロスコネクト装置増設架数を合計したもの。）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した被クロック供給装置数及び架数を用いて局ごとクロック供給装置投資額を求め、すべての局の局ごとクロック供給装置投資額を合算し、クロック供給装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとクロック供給装置投資額＝クロック供給装置架数 $\times \text{クロック供給装置架・共通部単価}$ $+ \text{クロック供給装置被クロック供給装置数} \div 4$ $\times \text{クロック供給装置供給クロック単価}$</p> <p>メタルケーブル</p> <p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布をもとに、あらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの直長 $k\text{ m}$ を算定する。ケーブルの対数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数、条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長 $k\text{ m}$ 、対 $k\text{ m}$ を算定する。</p> <p>(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 $k\text{ m}$ 、対 $k\text{ m}$ は、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、 2 (3)においてすべてのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線直長 $k\text{ m}$ を算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線直長が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換を行なうケーブルは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局から近いものであり、かつ敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p> |

| | | | |
|----------|---|----------|---|
| | <p>(5) 伝送路の各区间における必要対数、条数は、需要数を勘案して算定し、メタルケーブル延長k m、対k mの算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容されるすべての局ごとにメタルケーブル対k m及びメタルケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとのメタルケーブル投資額を算定し、すべての局の局ごとメタルケーブル投資額を合算して、メタルケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額=当該種別架空メタルケーブル対k m $\times \text{当該種別架空メタルケーブル対k m単価}$ $+ \text{当該種別架空メタルケーブル延長k m}$ $\times \text{当該種別架空メタルケーブル延長k m単価}$ $+ \text{当該種別地下メタルケーブル対k m}$ $\times \text{当該種別地下メタルケーブル対k m単価}$ $+ \text{当該種別地下メタルケーブル延長k m}$ $\times \text{当該種別地下メタルケーブル延長k m単価}$</p> | | <p>(5) 伝送路の各区间における必要対数、条数は、需要数を勘案して算定し、メタルケーブル延長k m、対k mの算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容されるすべての局ごとにメタルケーブル対k m及びメタルケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとのメタルケーブル投資額を算定し、すべての局の局ごとメタルケーブル投資額を合算して、メタルケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額=当該種別架空メタルケーブル対k m $\times \text{当該種別架空メタルケーブル対k m単価}$ $+ \text{当該種別架空メタルケーブル延長k m}$ $\times \text{当該種別架空メタルケーブル延長k m単価}$ $+ \text{当該種別地下メタルケーブル対k m}$ $\times \text{当該種別地下メタルケーブル対k m単価}$ $+ \text{当該種別地下メタルケーブル延長k m}$ $\times \text{当該種別地下メタルケーブル延長k m単価}$</p> |
| 加入系光ケーブル | <p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定にあたっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの直長k mを算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長k m、心k mを算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長k mは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)においてすべてのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線直長k mを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線直長k mが確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える置換を行なうケーブルは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p> <p>(5) 伝送路の各区间における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル延長k m、心k mの算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容されるすべての局ごとに光ケーブル心k m及び光ケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとの光ケーブル投資額を算定し、すべての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額=加入系架空光ケーブル心k m $\times \text{加入系架空光ケーブル心k m単価}$ $+ \text{加入系架空光ケーブル延長k m}$ $\times \text{加入系架空光ケーブル延長k m単価}$</p> | 加入系光ケーブル | <p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定にあたっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの直長k mを算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長k m、心k mを算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長k mは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)においてすべてのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線直長k mを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線直長k mが確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える置換を行なうケーブルは、加入者交換機又は遠隔収容装置を設置する局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p> <p>(5) 伝送路の各区间における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル延長k m、心k mの算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容されるすべての局ごとに光ケーブル心k m及び光ケーブル延長k mの合計を求め、次の算定式により、局ごとの光ケーブル投資額を算定し、すべての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額=加入系架空光ケーブル心k m $\times \text{加入系架空光ケーブル心k m単価}$ $+ \text{加入系架空光ケーブル延長k m}$ $\times \text{加入系架空光ケーブル延長k m単価}$</p> |

| | | | |
|----------|--|----------|--|
| | <p>+加入系地下光ケーブル心 k m ×加入系地下光ケーブル心 k m 単価 +加入系地下光ケーブル延長 k m ×加入系地下光ケーブル延長 k m 単価</p> | | <p>+加入系地下光ケーブル心 k m ×加入系地下光ケーブル心 k m 単価 +加入系地下光ケーブル延長 k m ×加入系地下光ケーブル延長 k m 単価</p> |
| 中継系光ケーブル | <p>1 遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該局に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。</p> <p>2 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定 網構成（交換機設置局間の伝送路の構成）ごとに、必要となる伝送装置の量を勘案し、必要なケーブル設備量を算定し、交換機設置局ごとに必要となる伝送容量に応じて設備量を帰属する。</p> <p>3 投資額の算定 前項の規定に基づき算定した設備量を基に、局ごとに光ケーブル心 k m 及び光ケーブル延長 k m の合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、すべての局の局ごとの光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。 局ごと光ケーブル投資額=中継系架空光ケーブル心 k m ×中継系架空光ケーブル心 k m 単価 +中継系架空光ケーブル延長 k m ×中継系架空光ケーブル延長 k m 単価 +中継系地下光ケーブル心 k m ×中継系地下光ケーブル心 k m 単価 +中継系地下光ケーブル延長 k m ×中継系地下光ケーブル延長 k m 単価</p> | 中継系光ケーブル | <p>1 遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該局に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。</p> <p>2 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定 網構成（交換機設置局間の伝送路の構成）ごとに、必要となる伝送装置の量を勘案し、必要なケーブル設備量を算定し、交換機設置局ごとに必要となる伝送容量に応じて設備量を帰属する。</p> <p>3 投資額の算定 前項の規定に基づき算定した設備量を基に、局ごとに光ケーブル心 k m 及び光ケーブル延長 k m の合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、すべての局の局ごとの光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。 局ごと光ケーブル投資額=中継系架空光ケーブル心 k m ×中継系架空光ケーブル心 k m 単価 +中継系架空光ケーブル延長 k m ×中継系架空光ケーブル延長 k m 単価 +中継系地下光ケーブル心 k m ×中継系地下光ケーブル心 k m 単価 +中継系地下光ケーブル延長 k m ×中継系地下光ケーブル延長 k m 単価</p> |
| 海底光ケーブル | <p>1 設備量の算定 区間設備として海底光ケーブルが指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間の海底光ケーブル設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間には有中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心 k m とする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線心 k m とする。</p> <p>(2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線心 k m とする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線心 k m とする。</p> <p>(3) (1) 及び (2) で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二</p> | 海底光ケーブル | <p>1 設備量の算定 区間設備として海底光ケーブルが指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間の海底光ケーブル設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間には有中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心 k m とする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線心 k m とする。</p> <p>(2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線心 k m とする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線心 k m とする。</p> <p>(3) (1) 及び (2) で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二</p> |

| | | | |
|------------|---|------------|---|
| | <p>分の一ずつに案分する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心 k m 及び無中継海底光ケーブル心 k m をそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、すべての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>局ごと有中継海底光ケーブル投資額 = 有中継海底光ケーブル心 k m × 有中継海底光ケーブル心 k m 単価 + 有中継海底光ケーブル延長 k m × 有中継海底光ケーブル延長 k m 单価</p> <p>局ごと無中継海底光ケーブル投資額 = 無中継海底光ケーブル心 k m × 無中継海底光ケーブル心 k m 単価 + 無中継海底光ケーブル延長 k m × 無中継海底光ケーブル延長 k m 单価</p> | | <p>分の一ずつに案分する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心 k m 及び無中継海底光ケーブル心 k m をそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、すべての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>局ごと有中継海底光ケーブル投資額 = 有中継海底光ケーブル心 k m × 有中継海底光ケーブル心 k m 単価 + 有中継海底光ケーブル延長 k m × 有中継海底光ケーブル延長 k m 单価</p> <p>局ごと無中継海底光ケーブル投資額 = 無中継海底光ケーブル心 k m × 無中継海底光ケーブル心 k m 単価 + 無中継海底光ケーブル延長 k m × 無中継海底光ケーブル延長 k m 单価</p> |
| 海底中間中継伝送装置 | <p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局へ加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間で有中継海底光ケーブルを使用する場合、局間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を区間中継数とする。これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該局間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した海底中間中継伝送装置数を用いて局ごとの海底中間中継伝送装置投資額を求め、すべての局の局ごと海底中間中継伝送装置投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと海底中間中継伝送装置投資額 = 海底中間中継伝送装置数 × 海底中間中継伝送装置単価 + 海底中間中継伝送装置用給電装置数 × 海底中間中継伝送装置用給電装置単価</p> | 海底中間中継伝送装置 | <p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局へ加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間で有中継海底光ケーブルを使用する場合、局間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を区間中継数とする。これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該局間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した海底中間中継伝送装置数を用いて局ごとの海底中間中継伝送装置投資額を求め、すべての局の局ごと海底中間中継伝送装置投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと海底中間中継伝送装置投資額 = 海底中間中継伝送装置数 × 海底中間中継伝送装置単価 + 海底中間中継伝送装置用給電装置数 × 海底中間中継伝送装置用給電装置単価</p> |
| 無線伝送設備 | <p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として無線通信が指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間ごとに、無線伝送設備設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた 5.2M パス数を変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容 5.2M パス数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、変復調回線切替装置ユニット数とする。</p> <p>(2) (1) で算定した変復調回線切替装置ユニット数を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、変復調回線切替装置架数とする。</p> <p>(3) 当該局間の通信量を勘案して求められた 5.2M パス数を無線送受信装置ユニット当たり最大収容 5.2M パス数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(4) (3) で算定した無線送受信装置ユニット数を無線送受信装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、無線送受信装置架数とする。</p> <p>(5) (1) ~ (4) で算定した各設備量は、当該区間の両端の各局にそれぞれそのままの量を割り付けるものとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> | 無線伝送設備 | <p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として無線通信が指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間ごとに、無線伝送設備設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた 5.2M パス数を変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容 5.2M パス数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、変復調回線切替装置ユニット数とする。</p> <p>(2) (1) で算定した変復調回線切替装置ユニット数を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、変復調回線切替装置架数とする。</p> <p>(3) 当該局間の通信量を勘案して求められた 5.2M パス数を無線送受信装置ユニット当たり最大収容 5.2M パス数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(4) (3) で算定した無線送受信装置ユニット数を無線送受信装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、無線送受信装置架数とする。</p> <p>(5) (1) ~ (4) で算定した各設備量は、当該区間の両端の各局にそれぞれそのままの量を割り付けるものとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> |

| | | | |
|--------|---|--------|--|
| | <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した変復調回線切替装置ユニット数等を用いて次の算定式により、局ごと無線伝送装置投資額を算定し、すべての局の局ごと無線伝送装置投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額＝変復調回線切替装置ユニット数 ×変復調回線切替装置ユニット単価 +変復調回線切替装置架数 ×変復調回線切替装置架・共通部単価 +無線送受信装置ユニット数 ×無線送受信装置ユニット単価 +無線送受信装置架数 ×無線送受信装置架単価</p> | | <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した変復調回線切替装置ユニット数等を用いて次の算定式により、局ごと無線伝送装置投資額を算定し、すべての局の局ごと無線伝送装置投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額＝変復調回線切替装置ユニット数 ×変復調回線切替装置ユニット単価 +変復調回線切替装置架数 ×変復調回線切替装置架・共通部単価 +無線送受信装置ユニット数 ×無線送受信装置ユニット単価 +無線送受信装置架数 ×無線送受信装置架単価</p> |
| 無線アンテナ | <p>1 設備量の算定 区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置局ごとに、無線通信が指定されている経路数の合計に経路当たりアンテナ数を乗じたものを、当該局のアンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定したアンテナ数を用いて次の算定式により、局ごとアンテナ投資額を算定し、すべての局の局ごとアンテナ投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。 局ごとアンテナ投資額＝アンテナ数×アンテナ単価</p> | 無線アンテナ | <p>1 設備量の算定 区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置局ごとに、無線通信が指定されている経路数の合計に経路当たりアンテナ数を乗じたものを、当該局のアンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定したアンテナ数を用いて次の算定式により、局ごとアンテナ投資額を算定し、すべての局の局ごとアンテナ投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。 局ごとアンテナ投資額＝アンテナ数×アンテナ単価</p> |
| 無線鉄塔 | <p>1 設備量の算定 区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置局ごとに、当該局が無線単独局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した鉄塔数を用いて次の算定式により、局ごと鉄塔投資額を算定し、すべての局の局ごと鉄塔投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。 局ごと鉄塔投資額＝屋上設置用鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価 +地上設置用鉄塔数×地上設置用鉄塔単価</p> | 無線鉄塔 | <p>1 設備量の算定 区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置局ごとに、当該局が無線単独局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した鉄塔数を用いて次の算定式により、局ごと鉄塔投資額を算定し、すべての局の局ごと鉄塔投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。 局ごと鉄塔投資額＝屋上設置用鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価 +地上設置用鉄塔数×地上設置用鉄塔単価</p> |
| 衛星通信設備 | <p>1 設備量の算定 区間設備として衛星通信が指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間ごとに、衛星通信設備設備量を以下の手順で算定する。 (1) 当該局間の通信量を勘案して求められた5.2Mバス数にチャネル切上単位（5.2M）を乗じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除して2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。 (2) 地球局必要回線数をTDMA装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、TDMA装置架数とする。 (3) 地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。 (4) 地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。 (5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式により、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、すべての局の局ごと衛星通信設備投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> | 衛星通信設備 | <p>1 設備量の算定 区間設備として衛星通信が指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間ごとに、衛星通信設備設備量を以下の手順で算定する。 (1) 当該局間の通信量を勘案して求められた5.2Mバス数にチャネル切上単位（5.2M）を乗じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。 (2) 地球局必要回線数をTDMA装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、TDMA装置架数とする。 (3) 地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。 (4) 地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。 (5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式により、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、すべての局の局ごと衛星通信設備投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> |

| | | |
|-------|--|--|
| | <p>局ごと衛星通信設備投資額=トランスポンダ数×トランスポンダ単価 + T DMA装置架数×T DMA装置架単価 +衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価 +衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価 +衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価</p> | <p>局ごと衛星通信設備投資額=トランスポンダ数×トランスポンダ単価 + T DMA装置架数×T DMA装置架単価 +衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価 +衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価 +衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価</p> |
| 加入系電柱 | <p>1 設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものと、当該局の電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、すべての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価及び共架率を使用する。 局ごと加入系電柱投資額=加入系電柱本数×加入系電柱単価×電柱共架率</p> | <p>1 設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものと、当該局の電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、すべての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価及び共架率を使用する。 局ごと加入系電柱投資額=加入系電柱本数×加入系電柱単価×電柱共架率</p> |
| 中継系電柱 | <p>1 設備量の算定 局ごとに、中継系管路直長 k mに中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものと、当該局に帰属する中継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、すべての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の電柱共架率を使用する。 局ごと中継系電柱投資額=中継系電柱本数×中継系電柱単価×電柱共架率</p> | <p>1 設備量の算定 局ごとに、中継系管路直長 k mに中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものと、当該局に帰属する中継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、すべての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の電柱共架率を使用する。 局ごと中継系電柱投資額=中継系電柱本数×中継系電柱単価×電柱共架率</p> |
| 加入系管路 | <p>1 設備量の算定 局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路直長 k mとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条 k m及びインナーパイプ延長 k mとし、局ごとに合算したものを当該局の管路条 k m及びインナーパイプ延長 k mとする。なお、管路直長 k m、管路条 k mからは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路直長 k m及び管路条 k mを用い局ごと管路投資額を求め、すべての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと管路投資額=加入系管路条 k m×加入系管路条 k m当たり単価 +加入系管路直長 k m×加入系管路直長 k m当たり単価 +インナーパイプ延長 k m×インナーパイプ延長 k m当たり単価</p> | <p>1 設備量の算定 局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路直長 k mとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条 k m及びインナーパイプ延長 k mとし、局ごとに合算したものを当該局の管路条 k m及びインナーパイプ延長 k mとする。なお、管路直長 k m、管路条 k mからは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路直長 k m及び管路条 k mを用い局ごと管路投資額を求め、すべての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと管路投資額=加入系管路条 k m×加入系管路条 k m当たり単価 +加入系管路直長 k m×加入系管路直長 k m当たり単価 +インナーパイプ延長 k m×インナーパイプ延長 k m当たり単価</p> |
| 中継系管路 | <p>1 設備量の算定 都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路直長 k mとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘案して管路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路条 k mとし、都道府県ごとに合算したものを当該局の管路条 k mとする。なお、管路直長 k m、管路条 k mからは、中口径管路、共同溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ごとの管路直長 k m、管路条 k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路直長 k m及び管路条 k mを用い局ごと管路投資額を求め、すべての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> | <p>1 設備量の算定 都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路直長 k mとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘案して管路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路条 k mとし、都道府県ごとに合算したものを当該局の管路条 k mとする。なお、管路直長 k m、管路条 k mからは、中口径管路、共同溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ごとの管路直長 k m、管路条 k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路直長 k m及び管路条 k mを用い局ごと管路投資額を求め、すべての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> |

| | | | |
|----------|--|----------|--|
| | 局ごと管路投資額=中継系管路条 k m×中継系管路条 k m当たり単価 + 中継系管路亘長 k m×中継系管路亘長 k m当たり単価 | | 局ごと管路投資額=中継系管路条 k m×中継系管路条 k m当たり単価 + 中継系管路亘長 k m×中継系管路亘長 k m当たり単価 |
| 加入系中口径管路 | <p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長 k mにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路亘長 k mとする。 (2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路・共同溝・とう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。 (3) 中口径管路亘長 k mから、中継系中口径管路亘長 k mを控除して、加入系中口径管路亘長 k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系中口径管路亘長 k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系中口径管路投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 $\text{局ごと加入系中口径管路投資額} = \text{加入系中口径管路亘長 k m} \times \text{中口径管路亘長 k m当たり単価}$</p> | 加入系中口径管路 | <p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長 k mにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路亘長 k mとする。 (2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路・共同溝・とう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。 (3) 中口径管路亘長 k mから、中継系中口径管路亘長 k mを控除して、加入系中口径管路亘長 k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系中口径管路亘長 k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系中口径管路投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 $\text{局ごと加入系中口径管路投資額} = \text{加入系中口径管路亘長 k m} \times \text{中口径管路亘長 k m当たり単価}$</p> |
| 中継系中口径管路 | <p>1 設備量の算定 中口径管路亘長 k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系中口径管路亘長 k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系中口径管路亘長 k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系中口径管路投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系中口径管路投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 $\text{局ごと中継系中口径管路投資額} = \text{中継系中口径管路亘長 k m} \times \text{中口径管路亘長 k m当たり単価}$</p> | 中継系中口径管路 | <p>1 設備量の算定 中口径管路亘長 k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系中口径管路亘長 k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系中口径管路亘長 k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系中口径管路投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系中口径管路投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 $\text{局ごと中継系中口径管路投資額} = \text{中継系中口径管路亘長 k m} \times \text{中口径管路亘長 k m当たり単価}$</p> |
| 加入系共同溝 | <p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長 k mにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝亘長 k mとする。 (2) 共同溝亘長 k mから、中継系共同溝亘長 k mを控除して、加入系共同溝亘長 k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系共同溝亘長 k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系共同溝投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用する。 $\text{局ごと加入系共同溝投資額} = \text{加入系共同溝亘長 k m} \times \text{共同溝亘長 k m当たり単価}$</p> | 加入系共同溝 | <p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長 k mにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝亘長 k mとする。 (2) 共同溝亘長 k mから、中継系共同溝亘長 k mを控除して、加入系共同溝亘長 k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系共同溝亘長 k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系共同溝投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用する。 $\text{局ごと加入系共同溝投資額} = \text{加入系共同溝亘長 k m} \times \text{共同溝亘長 k m当たり単価}$</p> |
| 中継系共同溝 | <p>1 設備量の算定 共同溝亘長 k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系共同溝亘長 k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系共同溝亘長 k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系共同溝投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 $\text{局ごと中継系共同溝投資額} = \text{中継系共同溝亘長 k m} \times \text{共同溝亘長 k m当たり単価}$</p> | 中継系共同溝 | <p>1 設備量の算定 共同溝亘長 k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系共同溝亘長 k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系共同溝亘長 k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系共同溝投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 $\text{局ごと中継系共同溝投資額} = \text{中継系共同溝亘長 k m} \times \text{共同溝亘長 k m当たり単価}$</p> |
| 加入系とう道 | <p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長 k mにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長 k mとする。</p> | 加入系とう道 | <p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長 k mにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長 k mとする。</p> |

| | | | |
|------------------|---|------------------|---|
| | <p>(2) とう道直長k mから、中継系とう道直長k mを控除して、加入系とう道直長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系とう道直長k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系とう道投資額=加入系とう道直長k m×とう道直長k m当たり単価</p> | | <p>(2) とう道直長k mから、中継系とう道直長k mを控除して、加入系とう道直長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系とう道直長k mを用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、すべての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系とう道投資額=加入系とう道直長k m×とう道直長k m当たり単価</p> |
| 中継系とう道 | <p>1 設備量の算定</p> <p>とう道直長k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道直長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系とう道直長k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系とう道投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系とう道投資額=中継系とう道直長k m×とう道直長k m当たり単価</p> | 中継系とう道 | <p>1 設備量の算定</p> <p>とう道直長k mに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道直長k mを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系とう道直長k mを用い、次の算定式により、局ごと中継系とう道投資額を算定し、すべての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系とう道投資額=中継系とう道直長k m×とう道直長k m当たり単価</p> |
| 電線共同溝 | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長k mにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長k mとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長k mに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長k mとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定したき線電線共同溝延長k m及び配線電線共同溝延長k mを合算したものを当該局の電線共同溝延長k mとし、次の算定式により、局別電線共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと電線共同溝投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと電線共同溝投資額=電線共同溝延長k m×電線共同溝延長k m当たり単価</p> | 電線共同溝 | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長k mにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長k mとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長k mに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長k mとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定したき線電線共同溝延長k m及び配線電線共同溝延長k mを合算したものを当該局の電線共同溝延長k mとし、次の算定式により、局別電線共同溝投資額を算定し、すべての局の局ごと電線共同溝投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと電線共同溝投資額=電線共同溝延長k m×電線共同溝延長k m当たり単価</p> |
| 自治体管路 | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長k mにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長k mとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長k mに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長k mとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>自治体管路は自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p> | 自治体管路 | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長k mにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長k mとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長k mに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長k mとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>自治体管路は自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p> |
| 情報ボックス | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長k mにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長k mとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長k mに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長k mとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。</p> | 情報ボックス | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長k mにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長k mとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長k mに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長k mとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。</p> |
| 総合デジタル通信局内回線終端装置 | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(2) 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信回線及びP H S回線の数の総和を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> | 総合デジタル通信局内回線終端装置 | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(2) 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信回線及びP H S回線の数の総和を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> |

- 除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mバス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mバス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mバス数（他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mバス数を合計したもの）及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mバス数（当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向1.5Mバス数に合計したもの）の合計を5.2Mバス単位に変換し、更にチャネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャネル数とし、中継交換機チャネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mバス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mバス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mバス数（他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mバス数を合計したもの）及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mバス数（当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向1.5Mバス数に合計したもの）を合計し5.2Mバス単位に変換したものを中継交換機に収容する総中継インターフェース数とし、この総中継インターフェース数を中継交換機の最大搭載中継インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、すべての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。

$$\begin{aligned} \text{局ごと中継交換機投資額} = & \text{中継交換機ユニット数} \times \text{中継交換機ユニット当たり単価} \\ & + \text{中継交換機低速バス数} \times \text{中継交換機低速バス単価} \\ & + \text{中継交換機 } 5.2 \text{ Mバス数} \times \text{中継交換機 } 5.2 \text{ Mバス単価} \\ & + \text{最繁時総呼数} \times \text{最繁時総呼数単価} \\ & + \text{最繁時呼量} \times \text{最繁時呼量単価} \end{aligned}$$

信号用中継交換機

- ### 1 設備量の算定
- (1) 加入者交換機設置局ごとに、自ユニット内折返し比率分を除いた最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、加入者交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、加入者交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。
- (2) 中継交換機設置局ごとに、県間、中継交換機渡り県間及び県内自局外最繁時総呼数の和に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、中継交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、中継交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。
- (3) サービス制御局装置設置局ごとに、サービス制御局装置の最繁時受付呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、3,600で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の信号リンク数とする。
- (4) 信号区域ごとに、次のア及びイの手順で求めた信号用中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該信号区域の信号用中継交換機ユニット数とする。
- ア 信号用中継交換機渡り以外リンク数 ((1)、(2) 及び (3))で算定した信号リンク数の合計に信号区域間リンク数（中継交換機設置局ごとの県間最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものの合計を、リンク当たり信号数で除したものを、信号区域間リンク分散数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、信号区域間リンク分散数で乗じたもの。ただし、信号区域間リンク数実績の値の方が小さい場合には、信号区域間リンク数実績を用いる。）を加えたもの。以下同じ。）を、信号用中継交換機当たり最大リンク数から信号用中継交換機対当り渡りリンク数を減じたもので除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

- 除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mバス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mバス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mバス数（他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mバス数を合計したもの）及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mバス数（当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向1.5Mバス数に合計したもの）の合計を5.2Mバス単位に変換し、更にチャネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャネル数とし、中継交換機チャネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mバス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mバス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mバス数（他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mバス数を合計したもの）及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mバス数（当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向1.5Mバス数に合計したもの）を合計し5.2Mバス単位に変換したものを中継交換機に収容する総中継インターフェース数とし、この総中継インターフェース数を中継交換機の最大搭載中継インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、すべての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。

$$\begin{aligned} \text{局ごと中継交換機投資額} = & \text{中継交換機ユニット数} \times \text{中継交換機ユニット当たり単価} \\ & + \text{中継交換機低速バス数} \times \text{中継交換機低速バス単価} \\ & + \text{中継交換機 } 5.2 \text{ Mバス数} \times \text{中継交換機 } 5.2 \text{ Mバス単価} \\ & + \text{最繁時総呼数} \times \text{最繁時総呼数単価} \\ & + \text{最繁時呼量} \times \text{最繁時呼量単価} \end{aligned}$$

信号用中継交換機

- ### 1 設備量の算定
- (1) 加入者交換機設置局ごとに、自ユニット内折返し比率分を除いた最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、加入者交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、加入者交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。
- (2) 中継交換機設置局ごとに、県間、中継交換機渡り県間及び県内自局外最繁時総呼数の和に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、中継交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、中継交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。
- (3) サービス制御局装置設置局ごとに、サービス制御局装置の最繁時受付呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、3,600で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の信号リンク数とする。
- (4) 信号区域ごとに、次のア及びイの手順で求めた信号用中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該信号区域の信号用中継交換機ユニット数とする。
- ア 信号用中継交換機渡り以外リンク数 ((1)、(2) 及び (3))で算定した信号リンク数の合計に信号区域間リンク数（中継交換機設置局ごとの県間最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものの合計を、リンク当たり信号数で除したものを、信号区域間リンク分散数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、信号区域間リンク分散数で乗じたもの。ただし、信号区域間リンク数実績の値の方が小さい場合には、信号区域間リンク数実績を用いる。）を加えたもの。以下同じ。）を、信号用中継交換機当たり最大リンク数から信号用中継交換機対当り渡りリンク数を減じたもので除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

| | |
|----------------|---|
| 電力設備（整流装置） | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、整流装置1系統当たり最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の整流装置系統数とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、当該局に設置される中継交換機関連設備（中継交換機、信号用中継交換機、伝送装置（加入者交換機から中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）、無線伝送装置（加入者交換機から中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）、衛星通信設備（加入者交換機から中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）、中間中継伝送装置（加入者交換機から中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）及びクロック供給装置（中継交換機、加入者交換機から中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）の所要電流値の合計及び加入者交換機関連設備（整流装置を要する設備より中継交換機関連設備を除いたもの）の所要電流値の合計を算定し、それぞれの所要電流値の合計を、整流装置1系統当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のそれぞれの整流装置系統数とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、(1)で算定した整流装置系統数で除したものを、整流器1ユニット当たり最大電流値で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に1を加えたものを、当該局の整流器1系統当たりユニット数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流器1系統当たりユニット数を上記の方法により算定する。</p> <p>(3) (2)で算定した整流装置1系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流器数を減じたものを、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の整流装置1系統当たり増設架数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置1系統当たり増設架数を上記の方法により算定する。</p> <p>(4) (1)で算定した整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とし、(2)で算定した整流装置1系統当たりユニット数に(1)で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置ユニット数とし、(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数に(1)で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置増設架数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置について上記の方法にて算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した基本部数、増設架数及びユニット数を用い局ごと整流装置投資額を求め、すべての局の局ごと整流装置投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと整流装置投資額=整流装置基本部数×整流装置基本部単価 +整流装置増設架数×整流装置増設架単価 +整流器ユニット数×整流器ユニット単価</p> |
| 電力設備（直流変換電源装置） | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を、当該局の警察消防用回線所要電流とする。</p> <p>(2) (1)で算定した警察消防用回線所要電流を直流変換電源装置1架最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の直流変換電源装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した架数を用い局ごと直流変換電源装置投資額を求め、すべての局の局ごと直流変換電源装置投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。</p> |
| 電力設備（直流変換電源装置） | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を、当該局の警察消防用回線所要電流とする。</p> <p>(2) (1)で算定した警察消防用回線所要電流を直流変換電源装置1架最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の直流変換電源装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した架数を用い局ごと直流変換電源装置投資額を求め、すべての局の局ごと直流変換電源装置投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。</p> |

| | | | |
|-----------------|--|-----------------|--|
| | 局ごと直流変換電源装置投資額=直流変換電源装置架数 ×直流変換電源装置架当たり単価 | | 局ごと直流変換電源装置投資額=直流変換電源装置架数 ×直流変換電源装置架当たり単価 |
| 電力設備（交流無停電電源装置） | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流100Vを要する設備（加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置）の交流100V所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧0.1kVを乗じたものを、当該局の交流100V所要容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備（監視装置（総合監視））の交流200V所要電流の合計に3の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200V所要容量とする。</p> <p>(3) (1) 及び (2) で算定した所要容量から、それぞれの種別ごとの交流無停電電源装置規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を交流無停電電源装置（100V）台数及び交流無停電電源装置（200V）台数とする。この場合において、投資額が最低となるように交流無停電電源装置の種別を選択する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い、種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、その合計を当該局の交流無停電電源装置投資額とし、すべての局の交流無停電電源装置投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごと交流無停電電源装置投資額=当該種別交流無停電電源装置台数 ×当該種別交流無停電電源装置単価</p> | 電力設備（交流無停電電源装置） | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流100Vを要する設備（加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置）の交流100V所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧0.1kVを乗じたものを、当該局の交流100V所要容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備（監視装置（総合監視））の交流200V所要電流の合計に3の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200V所要容量とする。</p> <p>(3) (1) 及び (2) で算定した所要容量から、それぞれの種別ごとの交流無停電電源装置規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を交流無停電電源装置（100V）台数及び交流無停電電源装置（200V）台数とする。この場合において、投資額が最低となるように交流無停電電源装置の種別を選択する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い、種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、その合計を当該局の交流無停電電源装置投資額とし、すべての局の交流無停電電源装置投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごと交流無停電電源装置投資額=当該種別交流無停電電源装置台数 ×当該種別交流無停電電源装置単価</p> |
| 電力設備（蓄電池） | <p>1 交換機設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、交換機設置局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、加入者交換機関連設備用整流装置及び中継交換機関連設備用整流装置の別に整流装置用蓄電池容量を算定する。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置（200V）の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量とする。</p> <p>(3) (1) 及び (2) で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>2 遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局舎の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、すべての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>種別ごと蓄電池投資額=当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価</p> | 電力設備（蓄電池） | <p>1 交換機設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、交換機設置局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、加入者交換機関連設備用整流装置及び中継交換機関連設備用整流装置の別に整流装置用蓄電池容量を算定する。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置（200V）の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量とする。</p> <p>(3) (1) 及び (2) で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>2 遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局舎の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、すべての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>種別ごと蓄電池投資額=当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価</p> |
| 電力設備（受電装置） | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置受電容量とする。</p> | 電力設備（受電装置） | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置受電容量とする。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) で算定した容量の合計を、種別ごとの受電装置規格容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を受電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように受電装置の種別を選択する。選択した受電装置規格容量の合計を、当該局の受電装置所要容量とする。</p> |
| | <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い受電装置投資額を求め、その合計を当該局の受電装置投資額とし、すべての局の受電装置投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額＝受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり取得単価</p> |
| 電力設備（発電装置） | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、すべての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額＝発電装置所要容量×発電装置単位容量当たり取得単価</p> |
| 電力設備（小規模局用電源装置） | <p>1 設備量の算定</p> <p>遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置1台当たりの最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、すべての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと小規模局用電源装置投資額＝小規模局用電源装置台数 ×小規模局用電源装置単価</p> |
| 機械室建物 | <p>1 R T-B O X以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからツの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。</p> |
| | <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) で算定した容量の合計を、種別ごとの受電装置規格容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を受電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように受電装置の種別を選択する。選択した受電装置規格容量の合計を、当該局の受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い受電装置投資額を求め、その合計を当該局の受電装置投資額とし、すべての局の受電装置投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額＝受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり取得単価</p> |
| 電力設備（発電装置） | <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、すべての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額＝発電装置所要容量×発電装置単位容量当たり取得単価</p> |
| 電力設備（小規模局用電源装置） | <p>1 設備量の算定</p> <p>遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置1台当たりの最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、すべての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと小規模局用電源装置投資額＝小規模局用電源装置台数 ×小規模局用電源装置単価</p> |
| 機械室建物 | <p>1 R T-B O X以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからツの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。</p> |

- ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置 1台当たり収容回線数を局設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔収容装置台数を乗じたもの
- イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機 1台当たり収容回線数を加入者交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、加入者交換機台数を乗じたもの
- ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機 1台当たり収容回線数を中継交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じたもの
- エ 伝送装置の種別ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを算定し、全種別の面積を合計したもの
- オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの
- カ 衛星通信設備の TDMA 装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの
- キ クロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの
- ク 中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの
- ケ 海底中間中継伝送装置給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの
- コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機 1台当たり収容リンク数を信号用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に信号用中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの
- サ 主配線盤収容回線数にき線回線予備率分を加算したものを、10,000で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に10,000端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの
- シ 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数（当該局に帰属する遠隔収容装置設置局に帰属するき線点遠隔収容装置数を含む。）にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に加入者系半固定バス伝送装置単位面積を乗じたもの
- ス 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの
- セ 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの
- ソ 警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの
- タ 総合監視面積及び試験受付面積の合計
- チ 次の（ア）から（エ）までの中での最大のもの（更改のための面積を確保）
 （ア）局設置遠隔収容装置 1台当たり所要面積
 （イ）加入者交換機 1台当たり所要面積
 （ウ）中継交換機 1台当たり所要面積
 （エ）信号用中継交換機 1台当たり所要面積
- ツ 伝送装置の種類別の 1 アイランド当たり所要面積の中で最大のもの
- (2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。
- ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計
- イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの
- ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計

- ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置 1台当たり収容回線数を局設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔収容装置台数を乗じたもの
- イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機 1台当たり収容回線数を加入者交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、加入者交換機台数を乗じたもの
- ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機 1台当たり収容回線数を中継交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じたもの
- エ 伝送装置の種別ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを算定し、全種別の面積を合計したもの
- オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの
- カ 衛星通信設備の TDMA 装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの
- キ クロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの
- ク 中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの
- ケ 海底中間中継伝送装置給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの
- コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機 1台当たり収容リンク数を信号用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に信号用中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの
- サ 主配線盤収容回線数にき線回線予備率分を加算したものを、10,000で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に10,000端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの
- シ 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数（当該局に帰属する遠隔収容装置設置局に帰属するき線点遠隔収容装置数を含む。）にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に加入者系半固定バス伝送装置単位面積を乗じたもの
- ス 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの
- セ 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの
- ソ 警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの
- タ 総合監視面積及び試験受付面積の合計
- チ 次の（ア）から（エ）までの中での最大のもの（更改のための面積を確保）
 （ア）局設置遠隔収容装置 1台当たり所要面積
 （イ）加入者交換機 1台当たり所要面積
 （ウ）中継交換機 1台当たり所要面積
 （エ）信号用中継交換機 1台当たり所要面積
- ツ 伝送装置の種類別の 1 アイランド当たり所要面積の中で最大のもの
- (2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。
- ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計
- イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの
- ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計

| | |
|---|---|
| <p>エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計 オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計 カ 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計 キ 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計 ク 整流装置1台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置1台分の面積、1系統に蓄電池が1組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池1組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたものの合計又は小規模局用電源装置1台分の面積の合計（更改のための面積を確保）</p> <p>(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該局の空調設備面積とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1) サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。</p> <p>(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数で除したものに乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。</p> <p>(6) (1) から (5) まで算定したネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。</p> <p>2 R T-B O Xの機械室建物の設備量の算定 R T-B O X数を1とする。</p> <p>3 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積又はR T-B O X単価を用い局ごと機械室建物投資額を求め、すべての局の局ごと機械室建物投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。 局ごと機械室建物投資額=機械室建物面積×機械室建物建設単価 又は、 局ごと機械室建物投資額=R T-B O X単価</p> | <p>エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計 オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計 カ 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計 キ 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計 ク 整流装置1台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置1台分の面積、1系統に蓄電池が1組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池1組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたものの合計又は小規模局用電源装置1台分の面積の合計（更改のための面積を確保）</p> <p>(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該局の空調設備面積とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1) サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。</p> <p>(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数で除したものに乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。</p> <p>(6) (1) から (5) まで算定したネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。</p> <p>2 R T-B O Xの機械室建物の設備量の算定 R T-B O X数を1とする。</p> <p>3 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積又はR T-B O X単価を用い局ごと機械室建物投資額を求め、すべての局の局ごと機械室建物投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。 局ごと機械室建物投資額=機械室建物面積×機械室建物建設単価 又は、 局ごと機械室建物投資額=R T-B O X単価</p> |
| <p>機械室土地</p> <p>1 交換機設置局の機械室土地の設備量の算定 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>2 遠隔収容装置設置局の機械室土地の設備量の算定 局ごとに、次の手順で算定を行う。 (1) 当該局がR T-B O X、無線併設局、無線単独局及び衛星通信地球局以外の場合、次の手順で算定を行う。この場合において、当該局が複数階局であるか平屋局であるかについては、空調設備、機械室建物及び機械室土地の資本コスト（減価償却費、自己資本費用、他人資本費用、利益対応税、通信設備使用料、固定資産税）及び保守コスト（施設保全費、道路占用料、撤去費用）の合計を比較し決定する。 ア 当該局が複数階層の場合、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階層容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。 イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの及び駐車スペース等土地面積の合計を、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) 当該局がR T-B O Xの場合、R T-B O X土地面積を、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>3 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積を用い局ごと機械室土地投資額を求め、すべての局の局ごと機械室土地投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。 局ごと機械室建物投資額=機械室土地面積 $\times (\text{固定資産評価額} \div \text{土地単価} \times \text{時価補正係数})$ $\times \text{土地単価} \times \text{時価補正係数}$</p> | <p>機械室土地</p> <p>1 交換機設置局の機械室土地の設備量の算定 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階層容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>2 遠隔収容装置設置局の機械室土地の設備量の算定 局ごとに、次の手順で算定を行う。 (1) 当該局がR T-B O X、無線併設局、無線単独局及び衛星通信地球局以外の場合、次の手順で算定を行う。この場合において、当該局が複数階層であるか平屋局であるかについては、空調設備、機械室建物及び機械室土地の資本コスト（減価償却費、自己資本費用、他人資本費用、利益対応税、通信設備使用料、固定資産税）及び保守コスト（施設保全費、道路占用料、撤去費用）の合計を比較し決定する。 ア 当該局が複数階層の場合、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階層容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。 イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの及び駐車スペース等土地面積の合計を、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) 当該局がR T-B O Xの場合、R T-B O X土地面積を、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>3 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積を用い局ごと機械室土地投資額を求め、すべての局の局ごと機械室土地投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。 局ごと機械室建物投資額=機械室土地面積 $\times (\text{固定資産評価額} \div \text{土地単価} \times \text{時価補正係数})$ $\times \text{土地単価} \times \text{時価補正係数}$</p> |

| | |
|--------------------|--|
| 監視設備（総合監視） | 監視設備（総合監視）投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×監視設備（総合監視）対投資額比率 (ネットワーク設備とは、別表第1の1に規定する設備区分に係る設備並びに別表第1の2に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。) |
| 監視設備（加入者交換機） | 監視設備（加入者交換機）投資額 ＝（加入者交換機投資額＋消防警察トランク投資額＋警察消防用回線集約装置投資額） ×監視設備（加入者交換機）対投資額比率 |
| 監視設備（中継交換機） | 監視設備（中継交換機）投資額＝中継交換機投資額 ×監視設備（中継交換機）対投資額比率 |
| 監視設備（伝送無線機械） | 監視設備（伝送無線機械）投資額＝（伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通信設備投資額） ×監視設備（伝送無線機械）対投資額比率 |
| 監視設備（市外線路） | 監視設備（市外線路）投資額＝市外線路投資額（中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計） ×監視設備（市外線路）対投資額比率 |
| 監視設備（市内線路） | 監視設備（市内線路）投資額＝市内線路投資額（加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計） ×監視設備（市内線路）対投資額比率 |
| 共通用建物 | 共通用建物投資額＝機械室建物投資額×共通用建物対投資額比率 |
| 共通用土地 | 共通用土地投資額＝機械室土地投資額×共通用土地対投資額比率 |
| 構築物 | 構築物投資額＝（機械室建物投資額＋共通用建物投資額） ×構築物対投資額比率 |
| 機械及び装置 | 機械及び装置投資額＝ネットワーク設備投資額合計×機械及び装置対投資額比率 |
| 車両 | 車両投資額＝ネットワーク設備投資額合計×車両対投資額比率 |
| 工具、器具及び備品 | 工具、器具及び備品投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×工具、器具及び備品対投資額比率 |
| 無形固定資産（交換機ソフトウェア） | 無形固定資産（交換機ソフトウェア）投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×無形固定資産（交換機ソフトウェア）対投資額比率 |
| 無形固定資産（その他の無形固定資産） | 無形固定資産（その他の無形固定資産）投資額＝ネットワーク設備投資額合計×無形固定資産（その他の無形固定資産）対投資額比率 |
| 監視設備（総合監視） | 監視設備（総合監視）投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×監視設備（総合監視）対投資額比率 (ネットワーク設備とは、別表第1の1に規定する設備区分に係る設備並びに別表第1の2に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。) |
| 監視設備（加入者交換機） | 監視設備（加入者交換機）投資額 ＝（加入者交換機投資額＋消防警察トランク投資額＋警察消防用回線集約装置投資額） ×監視設備（加入者交換機）対投資額比率 |
| 監視設備（中継交換機） | 監視設備（中継交換機）投資額＝中継交換機投資額 ×監視設備（中継交換機）対投資額比率 |
| 監視設備（伝送無線機械） | 監視設備（伝送無線機械）投資額＝（伝送装置投資額 + 中間中継伝送装置投資額 + 無線伝送装置投資額 + 無線アンテナ投資額 + 無線鉄塔投資額 + 衛星通信設備投資額） ×監視設備（伝送無線機械）対投資額比率 |
| 監視設備（市外線路） | 監視設備（市外線路）投資額＝市外線路投資額（中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計） ×監視設備（市外線路）対投資額比率 |
| 監視設備（市内線路） | 監視設備（市内線路）投資額＝市内線路投資額（加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計） ×監視設備（市内線路）対投資額比率 |
| 共通用建物 | 共通用建物投資額＝機械室建物投資額×共通用建物対投資額比率 |
| 共通用土地 | 共通用土地投資額＝機械室土地投資額×共通用土地対投資額比率 |
| 構築物 | 構築物投資額＝（機械室建物投資額＋共通用建物投資額） ×構築物対投資額比率 |
| 機械及び装置 | 機械及び装置投資額＝ネットワーク設備投資額合計×機械及び装置対投資額比率 |
| 車両 | 車両投資額＝ネットワーク設備投資額合計×車両対投資額比率 |
| 工具、器具及び備品 | 工具、器具及び備品投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×工具、器具及び備品対投資額比率 |
| 無形固定資産（交換機ソフトウェア） | 無形固定資産（交換機ソフトウェア）投資額＝ネットワーク設備投資額合計 ×無形固定資産（交換機ソフトウェア）対投資額比率 |
| 無形固定資産（その他の無形固定資産） | 無形固定資産（その他の無形固定資産）投資額＝ネットワーク設備投資額合計×無形固定資産（その他の無形固定資産）対投資額比率 |

| | | |
|----------------------|-------|-----|
| 加入系光ケーブル規格心数(3) | 24 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(4) | 32 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(5) | 40 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(6) | 60 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(7) | 80 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(8) | 100 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(9) | 120 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(10) | 160 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(11) | 200 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(12) | 300 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(13) | 400 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(14) | 500 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(15) | 600 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(16) | 800 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(17) | 1,000 | 心 |
| 加入系電柱間隔 | 0.035 | k m |
| 配線回線予備率 | 0.026 | — |
| 加入系光予備心数 | 4 | 心 |
| 区画戸建最大回線数 | 31.25 | — |
| メタルケーブル（小）最大伝送距離 | 2 | k m |
| メタルケーブル（中）最大伝送距離 | 4 | k m |
| メタルケーブル（大）最大伝送距離 | 7 | k m |
| メタルケーブル（小）最大規格対数（架空） | 400 | 対 |
| メタルケーブル（中）最大規格対数（架空） | 400 | 対 |
| メタルケーブル（大）最大規格対数（架空） | 200 | 対 |
| 加入系光ケーブル最大規格心数 | 1,000 | 心 |
| 加入系光ケーブル最大規格心数（架空） | 200 | 心 |
| メタルケーブル（小）径(1) | 11 | mm |
| メタルケーブル（小）径(2) | 11 | mm |
| メタルケーブル（小）径(3) | 12 | mm |
| メタルケーブル（小）径(4) | 14 | mm |
| メタルケーブル（小）径(5) | 16 | mm |
| メタルケーブル（小）径(6) | 19 | mm |
| メタルケーブル（小）径(7) | 23 | mm |
| メタルケーブル（小）径(8) | 30 | mm |
| メタルケーブル（小）径(9) | 35 | mm |
| メタルケーブル（小）径(10) | 39 | mm |
| メタルケーブル（小）径(11) | 43 | mm |
| メタルケーブル（小）径(12) | 47 | mm |
| メタルケーブル（小）径(13) | 50 | mm |
| メタルケーブル（小）径(14) | 53 | mm |
| メタルケーブル（小）径(15) | 56 | mm |
| メタルケーブル（小）径(16) | 59 | mm |
| メタルケーブル（小）径(17) | 63 | mm |
| メタルケーブル（小）径(18) | 70 | mm |
| メタルケーブル（中）径(1) | 13 | mm |
| メタルケーブル（中）径(2) | 14 | mm |
| メタルケーブル（中）径(3) | 16 | mm |
| メタルケーブル（中）径(4) | 18 | mm |
| メタルケーブル（中）径(5) | 21 | mm |
| メタルケーブル（中）径(6) | 28 | mm |
| 加入系光ケーブル規格心数(3) | 24 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(4) | 32 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(5) | 40 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(6) | 60 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(7) | 80 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(8) | 100 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(9) | 120 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(10) | 160 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(11) | 200 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(12) | 300 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(13) | 400 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(14) | 500 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(15) | 600 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(16) | 800 | 心 |
| 加入系光ケーブル規格心数(17) | 1,000 | 心 |
| 加入系電柱間隔 | 0.035 | k m |
| 配線回線予備率 | 0.026 | — |
| 加入系光予備心数 | 4 | 心 |
| 区画戸建最大回線数 | 31.25 | — |
| メタルケーブル（小）最大伝送距離 | 2 | k m |
| メタルケーブル（中）最大伝送距離 | 4 | k m |
| メタルケーブル（大）最大伝送距離 | 7 | k m |
| メタルケーブル（小）最大規格対数（架空） | 400 | 対 |
| メタルケーブル（中）最大規格対数（架空） | 400 | 対 |
| メタルケーブル（大）最大規格対数（架空） | 200 | 対 |
| 加入系光ケーブル最大規格心数 | 1,000 | 心 |
| 加入系光ケーブル最大規格心数（架空） | 200 | 心 |
| メタルケーブル（小）径(1) | 11 | mm |
| メタルケーブル（小）径(2) | 11 | mm |
| メタルケーブル（小）径(3) | 12 | mm |
| メタルケーブル（小）径(4) | 14 | mm |
| メタルケーブル（小）径(5) | 16 | mm |
| メタルケーブル（小）径(6) | 19 | mm |
| メタルケーブル（小）径(7) | 23 | mm |
| メタルケーブル（小）径(8) | 30 | mm |
| メタルケーブル（小）径(9) | 35 | mm |
| メタルケーブル（小）径(10) | 39 | mm |
| メタルケーブル（小）径(11) | 43 | mm |
| メタルケーブル（小）径(12) | 47 | mm |
| メタルケーブル（小）径(13) | 50 | mm |
| メタルケーブル（小）径(14) | 53 | mm |
| メタルケーブル（小）径(15) | 56 | mm |
| メタルケーブル（小）径(16) | 59 | mm |
| メタルケーブル（小）径(17) | 63 | mm |
| メタルケーブル（小）径(18) | 70 | mm |
| メタルケーブル（中）径(1) | 13 | mm |
| メタルケーブル（中）径(2) | 14 | mm |
| メタルケーブル（中）径(3) | 16 | mm |
| メタルケーブル（中）径(4) | 18 | mm |
| メタルケーブル（中）径(5) | 21 | mm |
| メタルケーブル（中）径(6) | 28 | mm |

| | | | | | |
|-------------------------|-----|-----|-------------------------|-----|-----|
| メタルケーブル (中) 径(7) | 33 | mm | メタルケーブル (中) 径(7) | 33 | mm |
| メタルケーブル (中) 径(8) | 44 | mm | メタルケーブル (中) 径(8) | 44 | mm |
| メタルケーブル (中) 径(9) | 53 | mm | メタルケーブル (中) 径(9) | 53 | mm |
| メタルケーブル (中) 径(10) | 60 | mm | メタルケーブル (中) 径(10) | 60 | mm |
| メタルケーブル (中) 径(11) | 67 | mm | メタルケーブル (中) 径(11) | 67 | mm |
| メタルケーブル (中) 径(12) | 70 | mm | メタルケーブル (中) 径(12) | 70 | mm |
| メタルケーブル (大) 径(1) | 14 | mm | メタルケーブル (大) 径(1) | 14 | mm |
| メタルケーブル (大) 径(2) | 18 | mm | メタルケーブル (大) 径(2) | 18 | mm |
| メタルケーブル (大) 径(3) | 23 | mm | メタルケーブル (大) 径(3) | 23 | mm |
| メタルケーブル (大) 径(4) | 27 | mm | メタルケーブル (大) 径(4) | 27 | mm |
| メタルケーブル (大) 径(5) | 34 | mm | メタルケーブル (大) 径(5) | 34 | mm |
| メタルケーブル (大) 径(6) | 38 | mm | メタルケーブル (大) 径(6) | 38 | mm |
| メタルケーブル (大) 径(7) | 43 | mm | メタルケーブル (大) 径(7) | 43 | mm |
| メタルケーブル (大) 径(8) | 59 | mm | メタルケーブル (大) 径(8) | 59 | mm |
| メタルケーブル (大) 径(9) | 70 | mm | メタルケーブル (大) 径(9) | 70 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(1) | 11 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(1) | 11 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(2) | 11 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(2) | 11 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(3) | 11 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(3) | 11 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(4) | 11 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(4) | 11 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(5) | 11 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(5) | 11 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(6) | 11 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(6) | 11 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(7) | 13 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(7) | 13 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(8) | 13 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(8) | 13 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(9) | 15 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(9) | 15 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(10) | 15 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(10) | 15 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(11) | 17 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(11) | 17 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(12) | 19 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(12) | 19 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(13) | 19 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(13) | 19 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(14) | 23 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(14) | 23 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(15) | 23 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(15) | 23 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(16) | 23 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(16) | 23 | mm |
| 加入系光ファイバケーブル径(17) | 30 | mm | 加入系光ファイバケーブル径(17) | 30 | mm |
| インナーパイプ径(外径)(1) | 27 | mm | インナーパイプ径(外径)(1) | 27 | mm |
| インナーパイプ径(外径)(2) | 36 | mm | インナーパイプ径(外径)(2) | 36 | mm |
| インナーパイプ径(外径)(3) | 47 | mm | インナーパイプ径(外径)(3) | 47 | mm |
| インナーパイプ径(外径)(4) | 56 | mm | インナーパイプ径(外径)(4) | 56 | mm |
| インナーパイプ径(内径)(1) | 14 | mm | インナーパイプ径(内径)(1) | 14 | mm |
| インナーパイプ径(内径)(2) | 23 | mm | インナーパイプ径(内径)(2) | 23 | mm |
| インナーパイプ径(内径)(3) | 32 | mm | インナーパイプ径(内径)(3) | 32 | mm |
| インナーパイプ径(内径)(4) | 40 | mm | インナーパイプ径(内径)(4) | 40 | mm |
| インナーパイプ径(空き径)(1) | 42 | mm | インナーパイプ径(空き径)(1) | 42 | mm |
| インナーパイプ径(空き径)(2) | 33 | mm | インナーパイプ径(空き径)(2) | 33 | mm |
| インナーパイプ径(空き径)(3) | 22 | mm | インナーパイプ径(空き径)(3) | 22 | mm |
| インナーパイプ径(空き径)(4) | 13 | mm | インナーパイプ径(空き径)(4) | 13 | mm |
| 予備管路あたり最大管路数 | 15 | 条 | 予備管路あたり最大管路数 | 15 | 条 |
| き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数 | 512 | 回線 | き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数 | 512 | 回線 |
| き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数 | 23 | 回線 | き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数 | 23 | 回線 |
| き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数 | 3 | 回線 | き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数 | 3 | 回線 |
| き線点遠隔収容装置当たり必要心数 | 4 | 心 | き線点遠隔収容装置当たり必要心数 | 4 | 心 |
| き線点遠隔収容装置収容配線最大長 | 7 | k m | き線点遠隔収容装置収容配線最大長 | 7 | k m |
| き線点遠隔収容装置設置最小回線数 | 400 | 回線 | き線点遠隔収容装置設置最小回線数 | 400 | 回線 |

| | | |
|------------------------------|------------|-------------|
| き線点遠隔収容装置収容率 | 0.965 | — |
| き線回線予備率 | 0.116 | — |
| 配線光予備心線数 | 2 | 心 |
| 引込ビル数算定式二次係数 | -0.0000007 | — |
| 引込ビル数算定式一次係数 | 0.0319 | — |
| 引込ビル数算定式定数 | 0 | — |
| き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費 | 10,000,000 | 円 |
| き線管路総延長 | 148,289 | k m |
| 自治体管路総延長 | 38 | k m |
| 電線共同溝総延長 | 1,268 | k m |
| 情報ポックス総延長 | 6,967 | k m |
| 配線自治体管路適用率 | 0.02275 | — |
| 配線電線共同溝適用率 | 0.10725 | — |
| 配線情報ポックス適用率 | 0 | — |
| 第二種総合デジタル通信サービス換算係数 | 10 | — |
| 時間帯パラメータ（アナログ電話） | 1 | — |
| 時間帯パラメータ（総合デジタル通信サービス） | 1 | — |
| 時間帯パラメータ（P H S） | 1 | — |
| 呼完了率（アナログ電話） | 0.7 | — |
| 呼完了率（総合デジタル通信網サービス） | 0.7 | — |
| 呼完了率（P H S） | 0.7 | — |
| 加入者交換機最大収容回線数 | 96,500 | 回線 |
| 加入者交換機最大処理最繁時呼量 | 53,600 | B H E |
| 加入者交換機最大処理最繁時総呼数 | 800,000 | B H C A |
| 加入者交換機低速バス | 1.5M | 1.5M or 2 M |
| リンク当たり信号数 | 240 | 信号数／リンク |
| 中継区域内中継交換機渡り回線通過率 | 0.5 | — |
| 信号区域間リンク分散数 | 2 | 数 |
| 信号用中継交換機当たり最大リンク数 | 511 | リンク／S T P |
| 信号用中継交換機対当たり渡りリンク数 | 8 | リンク／S T P 対 |
| 信号用中継交換機当たり処理信号数 | 64,386 | 信号数／S T P |
| 加入者交換機／局設置遠隔収容装置判別値 | 12,000 | 回線 |
| 同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数 | 12,000 | 回線 |
| 電話遠隔収容装置（小）最大収容回線数 | 2,900 | 回線／台 |
| 電話遠隔収容装置（大）最大収容回線数 | 2,900 | 回線／台 |
| 電話遠隔収容装置（小）使用最大回線数 | 0 | 回線 |
| 専用 6 M パス収容回線数（低速） | 96 | 回線／6 M パス |
| 専用 6 M パス収容回線数（高速メタル） | 48 | 回線／6 M パス |
| 専用 6 M パス収容回線数（高速光） | 4 | 回線／6 M パス |
| 総合デジタル通信サービス 6 M パス収容回線数 | 48 | 回線／6 M パス |
| クロック供給装置－1 S 架当たり最大クロック分配数 | 120 | クロック数／架 |
| クロック供給装置－1 G 基本架当たり最大クロック分配数 | 400 | クロック数／架 |
| クロック供給装置－1 S 架収容率（遠隔収容装置設置局） | 0.8 | — |
| クロック供給装置－1 G 架収容率（加入者交換機設置局） | 0.8 | — |
| クロック供給装置－1 G 架収容率（中継交換機設置局） | 0.8 | — |
| 中間中継伝送装置平均距離（52M） | 30 | k m |
| 中間中継伝送装置平均距離（156M） | 30 | k m |
| 中間中継伝送装置平均距離（600M） | 30 | k m |
| 中間中継伝送装置平均距離（2.4G） | 30 | k m |
| 中間中継伝送装置平均距離（10G） | 30 | k m |

| | | |
|------------------------------|------------|-------------|
| き線点遠隔収容装置収容率 | 0.965 | — |
| き線回線予備率 | 0.116 | — |
| 配線光予備心線数 | 2 | 心 |
| 引込ビル数算定式二次係数 | -0.0000007 | — |
| 引込ビル数算定式一次係数 | 0.0319 | — |
| 引込ビル数算定式定数 | 0 | — |
| き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費 | 5,000,000 | 円 |
| き線管路総延長 | 144,148 | k m |
| 自治体管路総延長 | 38 | k m |
| 電線共同溝総延長 | 1,176 | k m |
| 情報ポックス総延長 | 6,838 | k m |
| 配線自治体管路適用率 | 0.02275 | — |
| 配線電線共同溝適用率 | 0.10725 | — |
| 配線情報ポックス適用率 | 0 | — |
| 第二種総合デジタル通信サービス換算係数 | 10 | — |
| 時間帯パラメータ（アナログ電話） | 1 | — |
| 時間帯パラメータ（総合デジタル通信サービス） | 1 | — |
| 時間帯パラメータ（P H S） | 1 | — |
| 呼完了率（アナログ電話） | 0.7 | — |
| 呼完了率（総合デジタル通信網サービス） | 0.7 | — |
| 呼完了率（P H S） | 0.7 | — |
| 加入者交換機最大収容回線数 | 96,500 | 回線 |
| 加入者交換機最大処理最繁時呼量 | 53,600 | B H E |
| 加入者交換機最大処理最繁時総呼数 | 800,000 | B H C A |
| 加入者交換機低速バス | 1.5M | 1.5M or 2 M |
| リンク当たり信号数 | 240 | 信号数／リンク |
| 中継区域内中継交換機渡り回線通過率 | 0.5 | — |
| 信号区域間リンク分散数 | 2 | 数 |
| 信号用中継交換機当たり最大リンク数 | 511 | リンク／S T P |
| 信号用中継交換機対当たり渡りリンク数 | 8 | リンク／S T P 対 |
| 信号用中継交換機当たり処理信号数 | 64,386 | 信号数／S T P |
| 加入者交換機／局設置遠隔収容装置判別値 | 10,000 | 回線 |
| 同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数 | 10,000 | 回線 |
| 電話遠隔収容装置（小）最大収容回線数 | 2,900 | 回線／台 |
| 電話遠隔収容装置（大）最大収容回線数 | 2,900 | 回線／台 |
| 電話遠隔収容装置（小）使用最大回線数 | 0 | 回線 |
| 専用 6 M パス収容回線数（低速） | 96 | 回線／6 M パス |
| 専用 6 M パス収容回線数（高速メタル） | 48 | 回線／6 M パス |
| 専用 6 M パス収容回線数（高速光） | 4 | 回線／6 M パス |
| 総合デジタル通信サービス 6 M パス収容回線数 | 48 | 回線／6 M パス |
| クロック供給装置－1 S 架当たり最大クロック分配数 | 120 | クロック数／架 |
| クロック供給装置－1 G 基本架当たり最大クロック分配数 | 400 | クロック数／架 |
| クロック供給装置－1 S 架収容率（遠隔収容装置設置局） | 0.8 | — |
| クロック供給装置－1 G 架収容率（加入者交換機設置局） | 0.8 | — |
| クロック供給装置－1 G 架収容率（中継交換機設置局） | 0.8 | — |
| 中間中継伝送装置平均距離（52M） | 30 | k m |
| 中間中継伝送装置平均距離（156M） | 30 | k m |
| 中間中継伝送装置平均距離（600M） | 30 | k m |
| 中間中継伝送装置平均距離（2.4G） | 30 | k m |
| 中間中継伝送装置平均距離（10G） | 30 | k m |

| | | | | | |
|--|---------|---------------------------|--|---------|---------------------------|
| 加入者系半固定バス伝送装置局外側インターフェース装置最大搭載数 | 6 | I F / 台 | 加入者系半固定バス伝送装置局外側インターフェース装置最大搭載数 | 6 | I F / 台 |
| 加入者系半固定バス伝送装置局外側インターフェース装置最大収容システム数 | 16 | s y s (R S B M - F) / I F | 加入者系半固定バス伝送装置局外側インターフェース装置最大収容システム数 | 16 | s y s (R S B M - F) / I F |
| 加入者系半固定バス伝送装置インターフェース装置当たり電話最大収容回線数 | 1,792 | 回線 / I F | 加入者系半固定バス伝送装置インターフェース装置当たり電話最大収容回線数 | 1,792 | 回線 / I F |
| 加入者系半固定バス伝送装置局内インターフェース装置最大搭載数 | 2 | I F / 台 | 加入者系半固定バス伝送装置局内インターフェース装置最大搭載数 | 2 | I F / 台 |
| 加入者系半固定バス伝送装置局内インターフェース装置最大収容システム数 | 8 | s y s (A / I / L) / I F | 加入者系半固定バス伝送装置局内インターフェース装置最大収容システム数 | 8 | s y s (A / I / L) / I F |
| 加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大収容システム数 | 16 | s y s / 装置 | 加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大収容システム数 | 16 | s y s / 装置 |
| 加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数 | 4 | 装置 / 台 | 加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数 | 4 | 装置 / 台 |
| 加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数 | 60 | 回線 | 加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数 | 60 | 回線 |
| 加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり低速専用線最大収容回線数 | 96 | 回線 | 加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり低速専用線最大収容回線数 | 96 | 回線 |
| 加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり高速専用線最大収容回線数 | 48 | 回線 | 加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり高速専用線最大収容回線数 | 48 | 回線 |
| 中継交換機最大収容回線数 | 104,000 | 64 k チャネル / ユニット | 中継交換機最大収容回線数 | 104,000 | 64 k チャネル / ユニット |
| 中継交換機最大処理最繁時呼量 | 53,600 | B H E / ユニット | 中継交換機最大処理最繁時呼量 | 53,600 | B H E / ユニット |
| 中継交換機最大処理最繁時総呼数 | 800,000 | B H C A / ユニット | 中継交換機最大処理最繁時総呼数 | 800,000 | B H C A / ユニット |
| 中継交換機低速パス | 8 M | 1.5M o r 8 M | 中継交換機低速パス | 8 M | 1.5M o r 8 M |
| 中継系電柱距離 | 0.035 | k m | 中継系電柱距離 | 0.035 | k m |
| 中継系管路当たり最大ケーブル条数 | 2 | ケーブル条数 / 管路 | 中継系管路当たり最大ケーブル条数 | 2 | ケーブル条数 / 管路 |
| チャネル切上単位 (1.5M) | 24 | — | チャネル切上単位 (1.5M) | 24 | — |
| チャネル切上単位 (2 M) | 30 | — | チャネル切上単位 (2 M) | 30 | — |
| チャネル切上単位 (6 M) | 96 | — | チャネル切上単位 (6 M) | 96 | — |
| チャネル切上単位 (8 M) | 120 | — | チャネル切上単位 (8 M) | 120 | — |
| チャネル切上単位 (52M) | 672 | — | チャネル切上単位 (52M) | 672 | — |
| 収容 52M パス数 (156M) | 3 | — | 収容 52M パス数 (156M) | 3 | — |
| 収容 52M パス数 (600M) | 12 | — | 収容 52M パス数 (600M) | 12 | — |
| 収容 52M パス数 (2.4G) | 48 | — | 収容 52M パス数 (2.4G) | 48 | — |
| 収容 52M パス数 (10G) | 192 | — | | | |
| インターフェース当たりハイウェイ数 (1.5M) | 4 | H W / I F | インターフェース当たりハイウェイ数 (1.5M) | 4 | H W / I F |
| インターフェース当たりハイウェイ数 (6 M) | 2 | H W / I F | インターフェース当たりハイウェイ数 (6 M) | 2 | H W / I F |
| インターフェース当たりハイウェイ数 (2 M) | 8 | H W / I F | インターフェース当たりハイウェイ数 (2 M) | 8 | H W / I F |
| インターフェース当たりハイウェイ数 (8 M) | 2 | H W / I F | インターフェース当たりハイウェイ数 (8 M) | 2 | H W / I F |
| ユニット当たり局間インターフェース数 (多重変換装置 52M) | 3 | システム / ユニット | ユニット当たり局間インターフェース数 (多重変換装置 52M) | 3 | システム / ユニット |
| ユニット当たり局間インターフェース数 (多重変換装置 156M) | 1 | システム / ユニット | ユニット当たり局間インターフェース数 (多重変換装置 156M) | 1 | システム / ユニット |
| ユニット当たり局間インターフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M) | 4 | システム / ユニット | ユニット当たり局間インターフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M) | 4 | システム / ユニット |
| ユニット当たり局間インターフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M) | 1 | システム / ユニット | ユニット当たり局間インターフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M) | 1 | システム / ユニット |
| ユニット当たり局間インターフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G) | 1 | システム / ユニット | ユニット当たり局間インターフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G) | 1 | システム / ユニット |
| クロスコネクト装置ユニット当たり 52M パス数 | 18 | 52M パス / ユニット | クロスコネクト装置ユニット当たり 52M パス数 | 18 | 52M パス / ユニット |
| クロスコネクト装置基本架当たりユニット数 (1 架構成) | 1 | ユニット / 架 | クロスコネクト装置基本架当たりユニット数 (1 架構成) | 1 | ユニット / 架 |
| クロスコネクト装置基本架当たりユニット数 (複数架構成) | 2 | ユニット / 架 | クロスコネクト装置基本架当たりユニット数 (複数架構成) | 2 | ユニット / 架 |
| クロスコネクト装置接続架当たり基本架数 | 4 | 基本架 / 接続架 | クロスコネクト装置接続架当たり基本架数 | 4 | 基本架 / 接続架 |
| クロスコネクト装置最大接続架数 | 2 | 架 | クロスコネクト装置最大接続架数 | 2 | 架 |

| | | | | | |
|--|------------|-------------------|---|-----------|------------------|
| クロスコネクト装置ユニット当たり増設リンク数 | 6 | J I F／ユニット | クロスコネクト装置ユニット当たり増設リンク数 | 6 | J I F／ユニット |
| クロスコネクト装置冗長構成係数 | 2 | J I F／ユニット | クロスコネクト装置冗長構成係数 | 2 | J I F／ユニット |
| クロスコネクト装置スイッチユニット当たり増設リンクインタフェース数 | 16 | J I F／SSWU n i t | クロスコネクト装置スイッチユニット当たり増設リンクインタフェース数 | 16 | J I F／SSWU n i t |
| 架当たり回線数（主配線盤） | 150,000 | 回線／架 | 架当たり回線数（主配線盤） | 150,000 | 回線／架 |
| 架当たり心線数（光ケーブル成端架大） | 2,000 | 心線／架 | 架当たり心線数（光ケーブル成端架大） | 2,000 | 心線／架 |
| 架当たり心線数（光ケーブル成端架小1） | 128 | 心線／架 | 架当たり心線数（光ケーブル成端架小1） | 128 | 心線／架 |
| 架当たり心線数（光ケーブル成端架小2） | 256 | 心線／架 | 架当たり心線数（光ケーブル成端架小2） | 256 | 心線／架 |
| 架当たり心線数（光ケーブル成端架中） | 389 | 心線／架 | 架当たり心線数（光ケーブル成端架中） | 389 | 心線／架 |
| 架当たり台数（電話遠隔収容装置小） | 1 | 台／架 | 架当たり台数（電話遠隔収容装置小） | 1 | 台／架 |
| 架当たり台数（電話遠隔収容装置大） | 0.5 | 台／架 | 架当たり台数（電話遠隔収容装置大） | 0.5 | 台／架 |
| 架当たり台数（中間中継伝送装置 52M） | 30 | 台／架 | 架当たり台数（中間中継伝送装置 52M） | 30 | 台／架 |
| 架当たり台数（中間中継伝送装置 156M） | 16 | 台／架 | 架当たり台数（中間中継伝送装置 156M） | 16 | 台／架 |
| 架当たり台数（中間中継伝送装置 600M） | 8 | 台／架 | 架当たり台数（中間中継伝送装置 600M） | 8 | 台／架 |
| 架当たり台数（中間中継伝送装置 2.4G） | 4 | 台／架 | 架当たり台数（中間中継伝送装置 2.4G） | 4 | 台／架 |
| 架当たりユニット数（多重変換装置） | 5 | ユニット／架 | 架当たりユニット数（多重変換装置） | 5 | ユニット／架 |
| 架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 156M） | 2 | ユニット／架 | 架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 156M） | 2 | ユニット／架 |
| 架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 600M） | 3 | ユニット／架 | 架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 600M） | 3 | ユニット／架 |
| 架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 2.4G） | 1 | ユニット／架 | 架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 2.4G） | 1 | ユニット／架 |
| 架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 600M） | 4 | ユニット／架 | 架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 600M） | 4 | ユニット／架 |
| 架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 2.4G） | 2 | ユニット／架 | 架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 2.4G） | 2 | ユニット／架 |
| <u>架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 10G）</u> | <u>6</u> | <u>ユニット／架</u> | | | |
| 架当たり 52M インタフェース数（高速終端中継伝送装置 156M） | 24 | 52M I F／架 | 架当たり 52M インタフェース数（高速終端中継伝送装置 156M） | 24 | 52M I F／架 |
| 架当たり 52M インタフェース数（高速終端中継伝送装置 600M） | 36 | 52M I F／架 | 架当たり 52M インタフェース数（高速終端中継伝送装置 600M） | 36 | 52M I F／架 |
| 架当たり 52M インタフェース数（高速終端中継伝送装置 2.4G） | 48 | 52M I F／架 | 架当たり 52M インタフェース数（高速終端中継伝送装置 2.4G） | 48 | 52M I F／架 |
| 架当たり <u>156M インタフェース数（分岐挿入伝送装置 2.4G）</u> | <u>4</u> | <u>156M I F／架</u> | 架当たり <u>52M インタフェース数（分岐挿入伝送装置 2.4G）</u> | <u>12</u> | <u>52M I F／架</u> |
| <u>架当たり 156M インタフェース数（分岐挿入伝送装置 10G）</u> | <u>384</u> | <u>156M I F／架</u> | | | |
| 局間インターフェース当たり心線数（多重変換装置 52M） | 4 | 心線／I F | 局間インターフェース当たり心線数（多重変換装置 52M） | 4 | 心線／I F |
| 局間インターフェース当たり心線数（多重変換装置 156M） | 4 | 心線／I F | 局間インターフェース当たり心線数（多重変換装置 156M） | 4 | 心線／I F |
| 局間インターフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 156M） | 4 | 心線／I F | 局間インターフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 156M） | 4 | 心線／I F |
| 局間インターフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 600M） | 4 | 心線／I F | 局間インターフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 600M） | 4 | 心線／I F |
| 局間インターフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 2.4G） | 4 | 心線／I F | 局間インターフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 2.4G） | 4 | 心線／I F |
| ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置小） | 4 | 心線／ユニット | ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置小） | 4 | 心線／ユニット |
| ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置大） | 4 | 心線／ユニット | ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置大） | 4 | 心線／ユニット |
| き線点遠隔収容装置当たり心線数 | 4 | 心線／き線点遠隔収容装置 | き線点遠隔収容装置当たり心線数 | 4 | 心線／き線点遠隔収容装置 |
| 回線当たり心線数（第二種総合デジタル通信サービス） | 2 | 心線／回線 | 回線当たり心線数（第二種総合デジタル通信サービス） | 2 | 心線／回線 |
| 回線当たり心線数（高速光専用線） | 2 | 心線／回線 | 回線当たり心線数（高速光専用線） | 2 | 心線／回線 |
| 局間インターフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 600M） | 4 | 心線／I F | 局間インターフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 600M） | 4 | 心線／I F |
| 局間インターフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 2.4G） | 4 | 心線／I F | 局間インターフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 2.4G） | 4 | 心線／I F |
| <u>局間インターフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 10G）</u> | <u>4</u> | <u>心線／I F</u> | | | |
| 主配線盤回線収容率 | 0.965 | — | 主配線盤回線収容率 | 0.965 | — |
| 光ケーブル成端架収容率 | 0.965 | — | 光ケーブル成端架収容率 | 0.965 | — |
| 電話遠隔収容装置回線収容率 | 0.965 | — | 電話遠隔収容装置回線収容率 | 0.965 | — |
| 加入者交換機回線収容率 | 0.965 | — | 加入者交換機回線収容率 | 0.965 | — |
| 電話遠隔収容装置集線率 | 8 | — | 電話遠隔収容装置集線率 | 8 | — |

| | | |
|----------------------------|-----|------------|
| 伝送装置収容率 | 0.8 | — |
| 伝送装置共用比率 (ATM系、ADSL地域IP) | 1 | — |
| 伝送装置共用比率 (光地域IP) | 0 | — |
| 中継交換機側架収容率多重変換装置 52Mバス単位 | 0.8 | — |
| 中継交換機側架収容率システム単位 (156M) | 0.8 | — |
| 中継交換機側架収容率システム単位 (600M) | 0.8 | — |
| 中継交換機側架収容率システム単位 (2.4G) | 0.8 | — |
| 中間中継伝送装置架収容率 (52M) | 0.8 | — |
| 中間中継伝送装置架収容率 (156M) | 0.8 | — |
| 中間中継伝送装置架収容率 (600M) | 0.8 | — |
| 中間中継伝送装置架収容率 (2.4G) | 0.8 | — |
| 中継系光ケーブル規格心数(1) | 8 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(2) | 16 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(3) | 24 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(4) | 32 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(5) | 40 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(6) | 60 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(7) | 80 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(8) | 100 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(9) | 120 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(10) | 160 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(11) | 200 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(12) | 300 | 心 |
| 中継系予備心線数 | 4 | 心 |
| 海底用中間中継伝送装置最大中継距離 | 130 | k m |
| 海底用中間中継伝送装置収容心数 | 8 | 心 |
| 有中継光ケーブル規格心線数 | 8 | 心 |
| 有中継光ケーブル最大規格心線数 | 8 | 心 |
| 無中継光ケーブル最大規格心線数 | 100 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(1) | 16 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(2) | 24 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(3) | 32 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(4) | 40 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(5) | 60 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(6) | 80 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(7) | 100 | 心 |
| 変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容52Mバス数 | 1 | 52Mバス／ユニット |
| 架当たりユニット数 (変復調回線切替装置) | 4 | ユニット／架 |
| 無線送受信装置ユニット当たり最大収容52Mバス数 | 1 | 52Mバス／ユニット |
| 架当たりユニット数 (無線送受信装置) | 5 | ユニット／架 |
| クロック供給装置-1S架収容率 (無線単独局) | 0.8 | — |
| ルート当たりアンテナ数 | 3 | 個 |
| 最大アンテナ搭載数 | 12 | 個 |
| 中継系最大規格心線数 | 300 | 心 |
| 混在収容時効率低下係数 (遠隔収容装置) | 1 | — |
| 混在収容時効率低下係数 (加入者交換機) | 1 | — |
| 海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数 | 4 | システム |
| 海底用中間中継伝送装置規格収容システム数 | 4 | システム |
| トランスポンダ当たり最大接続可能回線数 | 149 | 回線／トランスポンダ |
| 時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数 | 298 | 回線／架 |
| 衛星送受信装置架当たり最大収容回線数 | 298 | 回線／架 |
| 伝送装置収容率 | 0.8 | — |
| 伝送装置共用比率 (ATM系、ADSL地域IP) | 1 | — |
| 伝送装置共用比率 (光地域IP) | 0 | — |
| 中継交換機側架収容率多重変換装置 52Mバス単位 | 0.8 | — |
| 中継交換機側架収容率システム単位 (156M) | 0.8 | — |
| 中継交換機側架収容率システム単位 (600M) | 0.8 | — |
| 中継交換機側架収容率システム単位 (2.4G) | 0.8 | — |
| 中間中継伝送装置架収容率 (52M) | 0.8 | — |
| 中間中継伝送装置架収容率 (156M) | 0.8 | — |
| 中間中継伝送装置架収容率 (600M) | 0.8 | — |
| 中間中継伝送装置架収容率 (2.4G) | 0.8 | — |
| 中継系光ケーブル規格心数(1) | 8 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(2) | 16 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(3) | 24 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(4) | 32 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(5) | 40 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(6) | 60 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(7) | 80 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(8) | 100 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(9) | 120 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(10) | 160 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(11) | 200 | 心 |
| 中継系光ケーブル規格心数(12) | 300 | 心 |
| 中継系予備心線数 | 4 | 心 |
| 海底用中間中継伝送装置最大中継距離 | 130 | k m |
| 海底用中間中継伝送装置収容心数 | 8 | 心 |
| 有中継光ケーブル規格心線数 | 8 | 心 |
| 有中継光ケーブル最大規格心線数 | 8 | 心 |
| 無中継光ケーブル最大規格心線数 | 100 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(1) | 16 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(2) | 24 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(3) | 32 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(4) | 40 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(5) | 60 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(6) | 80 | 心 |
| 無中継光ケーブル規格心線数(7) | 100 | 心 |
| 変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容52Mバス数 | 1 | 52Mバス／ユニット |
| 架当たりユニット数 (変復調回線切替装置) | 4 | ユニット／架 |
| 無線送受信装置ユニット当たり最大収容52Mバス数 | 1 | 52Mバス／ユニット |
| 架当たりユニット数 (無線送受信装置) | 5 | ユニット／架 |
| クロック供給装置-1S架収容率 (無線単独局) | 0.8 | — |
| ルート当たりアンテナ数 | 3 | 個 |
| 最大アンテナ搭載数 | 12 | 個 |
| 中継系最大規格心線数 | 300 | 心 |
| 混在収容時効率低下係数 (遠隔収容装置) | 1 | — |
| 混在収容時効率低下係数 (加入者交換機) | 1 | — |
| 海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数 | 4 | システム |
| 海底用中間中継伝送装置規格収容システム数 | 4 | システム |
| トランスポンダ当たり最大接続可能回線数 | 149 | 回線／トランスポンダ |
| 時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数 | 298 | 回線／架 |
| 衛星送受信装置架当たり最大収容回線数 | 298 | 回線／架 |

| | | |
|-----------------------------|-------|-------------------|
| 加入者交換機最大搭載中継インターフェース数 | 54 | — |
| 中継交換機最大搭載中継インターフェース数 | 165 | — |
| 電話遠隔収容装置単位電流 | 28 | A |
| 電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数 | 2,560 | 回線 |
| 電話遠隔収容装置基本部面積 | 4.68 | m ² |
| 電話遠隔収容装置単位面積 | 4.68 | m ² |
| 電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数 | 2,560 | 回線 |
| 加入者交換機基本部電流 | 44 | A |
| 加入者交換機収容架回線単位電流 | 17.6 | A |
| 加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数 | 1,225 | 回線 |
| 加入者交換機収容架最繁時総呼数単位電流 | 38.7 | A |
| 加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数 | 167 | K B H C A |
| 加入者交換機A C電流 | 3 | A/台 |
| 加入者交換機基本部面積 | 21.08 | m ² |
| 加入者交換機収容架単位面積 | 2.08 | m ² |
| 加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数 | 1,194 | 回線 |
| 中継交換機基本部電流 | 42.5 | A/台 |
| 中継交換機収容架単位電流 | 31.2 | A |
| 中継交換機収容架単位電流最大収容チャネル数 | 3,250 | チャネル |
| 中継交換機A C電流 | 3 | A/台 |
| 中継交換機基本部面積 | 14.33 | m ² |
| 中継交換機収容架単位面積 | 1.62 | m ² /架 |
| 中継交換機収容架単位面積最大収容チャネル数 | 3,250 | チャネル |
| 多重変換装置基本部電流 | 61.4 | A/架 |
| 多重変換装置ユニット電流 | 0 | A/ユニット |
| 多重変換装置架面積 | 1.92 | m ² /架 |
| 多重変換装置 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| クロスコネクト装置 1 基本架電流 | 40.3 | A/架 |
| クロスコネクト装置 1 増設架基本部電流 | 38.2 | A/架 |
| クロスコネクト装置 1 ユニット電流 | 7.9 | A/ユニット |
| クロスコネクト装置 1 架面積 | 1.44 | m ² /架 |
| クロスコネクト装置 1 アイランド最大架数 | 10 | 架 |
| 高速終端中継伝送装置 156M基本部電流 | 40.5 | A/架 |
| 高速終端中継伝送装置 156Mユニット電流 | 0 | A/ユニット |
| 高速終端中継伝送装置 156M架面積 | 1.92 | m ² /架 |
| 高速終端中継伝送装置 156M 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| 高速終端中継伝送装置 600M基本部電流 | 47.9 | A/架 |
| 高速終端中継伝送装置 600Mユニット電流 | 0 | A/ユニット |
| 高速終端中継伝送装置 600M架面積 | 1.92 | m ² /架 |
| 高速終端中継伝送装置 600M 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| 高速終端中継伝送装置 2.4G 基本部電流 | 24.1 | A/台 |
| 高速終端中継伝送装置 2.4G ユニット電流 | 0 | A/ユニット |
| 高速終端中継伝送装置 2.4G 架面積 | 1.92 | m ² /架 |
| 高速終端中継伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| 分岐挿入伝送装置 600M基本部電流 | 1 | A/台 |
| 分岐挿入伝送装置 600Mユニット電流 | 6.1 | A/ユニット |
| 分岐挿入伝送装置 600M架面積 | 2.5 | m ² /架 |
| 分岐挿入伝送装置 600M 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| 分岐挿入伝送装置 2.4G 基本部電流 | 6.2 | A/台 |
| 分岐挿入伝送装置 2.4G ユニット電流 | 4 | A/ユニット |
| 分岐挿入伝送装置 2.4G 架面積 | 1.08 | m ² /架 |

| | | |
|-----------------------------|-------|-------------------|
| 加入者交換機最大搭載中継インターフェース数 | 54 | — |
| 中継交換機最大搭載中継インターフェース数 | 165 | — |
| 電話遠隔収容装置単位電流 | 28 | A |
| 電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数 | 2,560 | 回線 |
| 電話遠隔収容装置基本部面積 | 4.68 | m ² |
| 電話遠隔収容装置単位面積 | 4.68 | m ² |
| 電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数 | 2,560 | 回線 |
| 加入者交換機基本部電流 | 44 | A |
| 加入者交換機収容架回線単位電流 | 17.6 | A |
| 加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数 | 1,225 | 回線 |
| 加入者交換機収容架最繁時総呼数単位電流 | 38.7 | A |
| 加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数 | 167 | K B H C A |
| 加入者交換機A C電流 | 3 | A/台 |
| 加入者交換機基本部面積 | 21.08 | m ² |
| 加入者交換機収容架単位面積 | 2.08 | m ² |
| 加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数 | 1,194 | 回線 |
| 中継交換機基本部電流 | 42.5 | A/台 |
| 中継交換機収容架単位電流 | 31.2 | A |
| 中継交換機収容架単位電流最大収容チャネル数 | 3,250 | チャネル |
| 中継交換機A C電流 | 3 | A/台 |
| 中継交換機基本部面積 | 14.33 | m ² |
| 中継交換機収容架単位面積 | 1.62 | m ² /架 |
| 中継交換機収容架単位面積最大収容チャネル数 | 3,250 | チャネル |
| 多重変換装置基本部電流 | 61.4 | A/架 |
| 多重変換装置ユニット電流 | 0 | A/ユニット |
| 多重変換装置架面積 | 1.92 | m ² /架 |
| 多重変換装置 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| クロスコネクト装置 1 基本架電流 | 40.3 | A/架 |
| クロスコネクト装置 1 増設架基本部電流 | 38.2 | A/架 |
| クロスコネクト装置 1 ユニット電流 | 7.9 | A/ユニット |
| クロスコネクト装置 1 架面積 | 1.44 | m ² /架 |
| クロスコネクト装置 1 アイランド最大架数 | 10 | 架 |
| 高速終端中継伝送装置 156M基本部電流 | 40.5 | A/架 |
| 高速終端中継伝送装置 156Mユニット電流 | 0 | A/ユニット |
| 高速終端中継伝送装置 156M架面積 | 1.92 | m ² /架 |
| 高速終端中継伝送装置 156M 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| 高速終端中継伝送装置 600M基本部電流 | 47.9 | A/架 |
| 高速終端中継伝送装置 600Mユニット電流 | 0 | A/ユニット |
| 高速終端中継伝送装置 600M架面積 | 1.92 | m ² /架 |
| 高速終端中継伝送装置 600M 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| 高速終端中継伝送装置 2.4G 基本部電流 | 24.1 | A/台 |
| 高速終端中継伝送装置 2.4G ユニット電流 | 0 | A/ユニット |
| 高速終端中継伝送装置 2.4G 架面積 | 1.92 | m ² /架 |
| 高速終端中継伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| 分岐挿入伝送装置 600M基本部電流 | 1 | A/台 |
| 分岐挿入伝送装置 600Mユニット電流 | 6.1 | A/ユニット |
| 分岐挿入伝送装置 600M架面積 | 2.5 | m ² /架 |
| 分岐挿入伝送装置 600M 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| 分岐挿入伝送装置 2.4G 基本部電流 | 6.2 | A/台 |
| 分岐挿入伝送装置 2.4G ユニット電流 | 4 | A/ユニット |
| 分岐挿入伝送装置 2.4G 架面積 | 1.08 | m ² /架 |

| | | |
|---------------------------------|--------|-------------------|
| 分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| 分岐挿入伝送装置 10G 基本部電流 | 0 | A/台 |
| 分岐挿入伝送装置 10G ユニット電流 | 12.1 | A/ユニット |
| 分岐挿入伝送装置 10G 架面積 | 0.954 | m ² /架 |
| 分岐挿入伝送装置 10G 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| クロック供給装置 1 S 架単位電流 | 2 | A/架 |
| クロック供給装置 1 S 架面積 | 1.44 | m ² /架 |
| クロック供給装置 1 G 架単位電流 | 4 | A/架 |
| クロック供給装置 1 G 架面積 | 1.44 | m ² /架 |
| 中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流 | 7.1 | A/架 |
| 中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流 | 19.6 | A/架 |
| 中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流 | 30.7 | A/架 |
| 中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流 | 20 | A/架 |
| 中間中継伝送装置架面積 | 1.6 | m ² /架 |
| 信号用中継交換機基本部電流 | 105 | A/台 |
| 信号用中継交換機収容架単位電流 | 35 | A |
| 信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数 (48K換算) | 52 | リンク |
| 信号用中継交換機 A C 電流 | 3 | A/台 |
| 信号用中継交換機基本部面積 | 6.3 | m ² /台 |
| 信号用中継交換機収容架単位面積 | 1.26 | m ² |
| 信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数 (48K換算) | 52 | リンク |
| 交換機の端子収容率 | 0.965 | — |
| 1万端子当たりの必要主配線盤長 | 2.52 | m |
| 作業スペース込みの主配線盤幅 | 3.9 | m |
| 加入者系半固定バス伝送装置単位電流 | 27.12 | A |
| 加入者系半固定バス伝送装置単位電流最大収容端子数 | 14,336 | 端子 |
| 加入者系半固定バス伝送装置単位面積 | 1.6 | m ² |
| 加入者系半固定バス伝送装置単位面積最大収容端子数 | 14,336 | 端子 |
| 光ケーブル成端架単位面積(大) | 12 | m ² |
| 光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大) | 2,000 | 端子 |
| 光ケーブル成端架単位面積(小 1) | 1 | m ² |
| 光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小 1) | 128 | 端子 |
| 光ケーブル成端架単位面積(小 2) | 2 | m ² |
| 光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小 2) | 256 | 端子 |
| 光ケーブル成端架単位面積(中) | 2 | m ² |
| 光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(中) | 389 | 端子 |
| オペレーション設備 (総合監視) 設置局数 | 11 | 局 |
| オペレーション設備 (試験受付) 設置局数 | 47 | 局 |
| オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たり A C 電流 | 0.8 | A/m ² |
| オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たり A C 電流 | 0.8 | A/m ² |
| オペレーション設備 (総合監視) 面積 | 505 | m ² |
| オペレーション設備 (試験受付) 面積 | 432 | m ² |
| 海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流 | 0.92 | A/台 |
| 海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積 | 1.44 | m ² |
| 変復調回線切替装置単位電流 | 1.7 | A/台 |
| 変復調回線切替装置架面積 | 1.92 | m ² /架 |
| 無線送受信装置単位電流 | 0.5 | A/台 |
| 無線送受信装置架面積 | 1.44 | m ² /架 |
| 地上鉄塔土地面積 | 144 | m ² |

| | | |
|---------------------------------|--------|-------------------|
| 分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数 | 1 | 架 |
| クロック供給装置 1 S 架単位電流 | 2 | A/架 |
| クロック供給装置 1 S 架面積 | 1.44 | m ² /架 |
| クロック供給装置 1 G 架単位電流 | 4 | A/架 |
| クロック供給装置 1 G 架面積 | 1.44 | m ² /架 |
| 中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流 | 7.1 | A/架 |
| 中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流 | 19.6 | A/架 |
| 中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流 | 30.7 | A/架 |
| 中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流 | 20 | A/架 |
| 中間中継伝送装置架面積 | 1.6 | m ² /架 |
| 信号用中継交換機基本部電流 | 105 | A/台 |
| 信号用中継交換機収容架単位電流 | 35 | A |
| 信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数 (48K換算) | 52 | リンク |
| 信号用中継交換機 A C 電流 | 3 | A/台 |
| 信号用中継交換機基本部面積 | 6.3 | m ² /台 |
| 信号用中継交換機収容架単位面積 | 1.26 | m ² |
| 信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数 (48K換算) | 52 | リンク |
| 交換機の端子収容率 | 0.965 | — |
| 1万端子当たりの必要主配線盤長 | 2.52 | m |
| 作業スペース込みの主配線盤幅 | 3.9 | m |
| 加入者系半固定バス伝送装置単位電流 | 27.12 | A |
| 加入者系半固定バス伝送装置単位電流最大収容端子数 | 14,336 | 端子 |
| 加入者系半固定バス伝送装置単位面積 | 1.6 | m ² |
| 加入者系半固定バス伝送装置単位面積最大収容端子数 | 14,336 | 端子 |
| 光ケーブル成端架単位面積(大) | 12 | m ² |
| 光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大) | 2,000 | 端子 |
| 光ケーブル成端架単位面積(小 1) | 1 | m ² |
| 光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小 1) | 128 | 端子 |
| 光ケーブル成端架単位面積(小 2) | 2 | m ² |
| 光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小 2) | 256 | 端子 |
| 光ケーブル成端架単位面積(中) | 2 | m ² |
| 光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(中) | 389 | 端子 |
| オペレーション設備 (総合監視) 設置局数 | 11 | 局 |
| オペレーション設備 (試験受付) 設置局数 | 47 | 局 |
| オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たり A C 電流 | 0.8 | A/m ² |
| オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たり A C 電流 | 0.8 | A/m ² |
| オペレーション設備 (総合監視) 面積 | 505 | m ² |
| オペレーション設備 (試験受付) 面積 | 432 | m ² |
| 海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流 | 0.92 | A/台 |
| 海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積 | 1.44 | m ² |
| 変復調回線切替装置単位電流 | 1.7 | A/台 |
| 変復調回線切替装置架面積 | 1.92 | m ² /架 |
| 無線送受信装置単位電流 | 0.5 | A/台 |
| 無線送受信装置架面積 | 1.44 | m ² /架 |
| 地上鉄塔土地面積 | 144 | m ² |

| | | |
|----------------------|----------|--------------------|
| 発熱量換算係数 | 860 | k cal / k VA |
| 空調 1 台当たりの能力(1) | 30,000 | k cal / 台 |
| 空調 1 台当たりの能力(2) | 13,050 | k cal / 台 |
| 空調設備 1 台当たりの電力容量(1) | 11.55 | k VA |
| 空調設備 1 台当たりの電力容量(2) | 5.4 | k VA |
| 空調設備単位面積(1) | 5 | m ² |
| 空調設備単位面積(2) | 2.2 | m ² |
| 整流器 1 ユニット当たり最大電流 | 100 | A / ユニット |
| 整流装置 1 系統当たり最大電流 | 800 | A / 系統 |
| 整流装置基本部収容可能整流器数 | 4 | 個 / 架 |
| 整流装置増設架収容可能整流器数 | 4 | 個 / 架 |
| 整流装置総合効率 | 0.87 | — |
| 整流装置基本部面積 | 10 | m ² / 架 |
| 整流装置増設架面積 | 2 | m ² / 架 |
| 直流電圧値 | 48 | V |
| 警察消防用回線 1 回線当たりの消費電流 | 0.484375 | A / 回線 |
| 直流変換電源装置 1 架最大電流 | 80 | A / 架 |
| 直流変換電源装置架単位面積 | 5 | m ² / 架 |
| 入力変換効率 | 0.85 | — |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(1) | 3 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(2) | 5 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(3) | 7 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(4) | 10 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(5) | 15 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(6) | 20 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(7) | 30 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(8) | 50 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(9) | 75 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(10) | 100 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(11) | 200 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(12) | 300 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(13) | 400 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(14) | 600 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(15) | 800 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(16) | 1,000 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(17) | 1,200 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(18) | 1,500 | k VA |
| 交流無停電電源装置所要面積(1) | 4 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(2) | 4 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(3) | 4 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(4) | 7 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(5) | 7 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(6) | 7 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(7) | 7 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(8) | 8 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(9) | 10 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(10) | 10 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(11) | 10 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(12) | 10 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(13) | 30 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(14) | 20 | m ² |

| | | |
|----------------------|----------|--------------------|
| 発熱量換算係数 | 860 | k cal / k VA |
| 空調 1 台当たりの能力(1) | 30,000 | k cal / 台 |
| 空調 1 台当たりの能力(2) | 13,050 | k cal / 台 |
| 空調設備 1 台当たりの電力容量(1) | 11.55 | k VA |
| 空調設備 1 台当たりの電力容量(2) | 5.4 | k VA |
| 空調設備単位面積(1) | 5 | m ² |
| 空調設備単位面積(2) | 2.2 | m ² |
| 整流器 1 ユニット当たり最大電流 | 100 | A / ユニット |
| 整流装置 1 系統当たり最大電流 | 800 | A / 系統 |
| 整流装置基本部収容可能整流器数 | 4 | 個 / 架 |
| 整流装置増設架収容可能整流器数 | 4 | 個 / 架 |
| 整流装置総合効率 | 0.87 | — |
| 整流装置基本部面積 | 10 | m ² / 架 |
| 整流装置増設架面積 | 2 | m ² / 架 |
| 直流電圧値 | 48 | V |
| 警察消防用回線 1 回線当たりの消費電流 | 0.484375 | A / 回線 |
| 直流変換電源装置 1 架最大電流 | 80 | A / 架 |
| 直流変換電源装置架単位面積 | 5 | m ² / 架 |
| 入力変換効率 | 0.85 | — |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(1) | 3 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(2) | 5 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(3) | 7 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(4) | 10 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(5) | 15 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(6) | 20 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(7) | 30 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(8) | 50 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(9) | 75 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(10) | 100 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(11) | 200 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(12) | 300 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(13) | 400 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(14) | 600 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(15) | 800 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(16) | 1,000 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(17) | 1,200 | k VA |
| 交流無停電電源装置規定出力容量(18) | 1,500 | k VA |
| 交流無停電電源装置所要面積(1) | 4 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(2) | 4 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(3) | 4 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(4) | 7 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(5) | 7 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(6) | 7 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(7) | 7 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(8) | 8 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(9) | 10 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(10) | 10 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(11) | 10 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(12) | 10 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(13) | 30 | m ² |
| 交流無停電電源装置所要面積(14) | 20 | m ² |

| | | |
|---------------------------------|-------|--------------------|
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(1) | 200 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(2) | 300 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(3) | 500 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(4) | 1,000 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(5) | 1,500 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(6) | 2,000 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(7) | 3,000 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(1) | 13 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(2) | 16 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(3) | 22 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(4) | 22 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(5) | 31 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(6) | 38 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(7) | 49 | m ² |
| 建物付帯設備面積付加係数（複数階局舎、オペレーション設備あり） | 0.7 | — |
| 建物付帯設備面積付加係数（複数階局舎、オペレーション設備なし） | 0.8 | — |
| 建物付帯設備面積付加係数（平屋局舎） | 0.9 | — |
| 単位面積当たりの建物付帯設備受電容量（複数階局舎） | 0.01 | kVA/m ² |
| 単位面積当たりの建物付帯設備受電容量（平屋局舎） | 0.01 | kVA/m ² |
| 単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量（交換機設置局） | 0.01 | kVA/m ² |
| 受電装置規定容量(1) | 100 | kVA |
| 受電装置規定容量(2) | 200 | kVA |
| 受電装置規定容量(3) | 300 | kVA |
| 受電装置規定容量(4) | 500 | kVA |
| 受電装置規定容量(5) | 750 | kVA |
| 受電装置規定容量(6) | 1,000 | kVA |
| 受電装置規定容量(7) | 1,500 | kVA |
| 受電装置規定容量(8) | 2,000 | kVA |
| 受電装置規定容量(9) | 4,000 | kVA |
| 受電装置所要面積(1) | 30 | m ² |
| 受電装置所要面積(2) | 45 | m ² |
| 受電装置所要面積(3) | 45 | m ² |
| 受電装置所要面積(4) | 50 | m ² |
| 受電装置所要面積(5) | 50 | m ² |
| 受電装置所要面積(6) | 50 | m ² |
| 受電装置所要面積(7) | 50 | m ² |
| 受電装置所要面積(8) | 60 | m ² |
| 受電装置所要面積(9) | 162 | m ² |
| 受電装置更改面積(1) | 15 | m ² |
| 受電装置更改面積(2) | 25 | m ² |
| 受電装置更改面積(3) | 25 | m ² |
| 受電装置更改面積(4) | 32 | m ² |
| 受電装置更改面積(5) | 35 | m ² |
| 受電装置更改面積(6) | 37 | m ² |
| 受電装置更改面積(7) | 52 | m ² |
| 受電装置更改面積(8) | 54 | m ² |
| 受電装置更改面積(9) | 212 | m ² |
| 発電装置規定容量(1) | 10 | kVA |
| 発電装置規定容量(2) | 20 | kVA |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(1) | 200 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(2) | 300 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(3) | 500 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(4) | 1,000 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(5) | 1,500 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(6) | 2,000 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(7) | 3,000 | AH |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(1) | 13 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(2) | 16 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(3) | 22 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(4) | 22 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(5) | 31 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(6) | 38 | m ² |
| 交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(7) | 49 | m ² |
| 建物付帯設備面積付加係数（複数階局舎、オペレーション設備あり） | 0.7 | — |
| 建物付帯設備面積付加係数（複数階局舎、オペレーション設備なし） | 0.8 | — |
| 建物付帯設備面積付加係数（平屋局舎） | 0.9 | — |
| 単位面積当たりの建物付帯設備受電容量（複数階局舎） | 0.01 | kVA/m ² |
| 単位面積当たりの建物付帯設備受電容量（平屋局舎） | 0.01 | kVA/m ² |
| 単位面積当たりの建物付帯設備受電容量（交換機設置局） | 0.01 | kVA/m ² |
| 受電装置規定容量(1) | 100 | kVA |
| 受電装置規定容量(2) | 200 | kVA |
| 受電装置規定容量(3) | 300 | kVA |
| 受電装置規定容量(4) | 500 | kVA |
| 受電装置規定容量(5) | 750 | kVA |
| 受電装置規定容量(6) | 1,000 | kVA |
| 受電装置規定容量(7) | 1,500 | kVA |
| 受電装置規定容量(8) | 2,000 | kVA |
| 受電装置規定容量(9) | 4,000 | kVA |
| 受電装置所要面積(1) | 30 | m ² |
| 受電装置所要面積(2) | 45 | m ² |
| 受電装置所要面積(3) | 45 | m ² |
| 受電装置所要面積(4) | 50 | m ² |
| 受電装置所要面積(5) | 50 | m ² |
| 受電装置所要面積(6) | 50 | m ² |
| 受電装置所要面積(7) | 50 | m ² |
| 受電装置所要面積(8) | 60 | m ² |
| 受電装置所要面積(9) | 162 | m ² |
| 受電装置更改面積(1) | 15 | m ² |
| 受電装置更改面積(2) | 25 | m ² |
| 受電装置更改面積(3) | 25 | m ² |
| 受電装置更改面積(4) | 32 | m ² |
| 受電装置更改面積(5) | 35 | m ² |
| 受電装置更改面積(6) | 37 | m ² |
| 受電装置更改面積(7) | 52 | m ² |
| 受電装置更改面積(8) | 54 | m ² |
| 受電装置更改面積(9) | 212 | m ² |
| 発電装置規定容量(1) | 10 | kVA |
| 発電装置規定容量(2) | 20 | kVA |

| | | |
|------------------------------------|-------|-------------------|
| 発電装置規定容量(3) | 37.5 | k VA |
| 発電装置規定容量(4) | 50 | k VA |
| 発電装置規定容量(5) | 75 | k VA |
| 発電装置規定容量(6) | 100 | k VA |
| 発電装置規定容量(7) | 150 | k VA |
| 発電装置規定容量(8) | 200 | k VA |
| 発電装置規定容量(9) | 250 | k VA |
| 発電装置規定容量(10) | 300 | k VA |
| 発電装置規定容量(11) | 375 | k VA |
| 発電装置規定容量(12) | 500 | k VA |
| 発電装置規定容量(13) | 625 | k VA |
| 発電装置規定容量(14) | 750 | k VA |
| 発電装置規定容量(15) | 1,000 | k VA |
| 発電装置規定容量(16) | 1,500 | k VA |
| 発電装置規定容量(17) | 1,750 | k VA |
| 発電装置規定容量(18) | 2,000 | k VA |
| 発電装置規定容量(19) | 3,125 | k VA |
| 発電装置所要面積(1) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(2) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(3) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(4) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(5) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(6) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(7) | 54 | m ² |
| 発電装置所要面積(8) | 54 | m ² |
| 発電装置所要面積(9) | 54 | m ² |
| 発電装置所要面積(10) | 72 | m ² |
| 発電装置所要面積(11) | 72 | m ² |
| 発電装置所要面積(12) | 72 | m ² |
| 発電装置所要面積(13) | 72 | m ² |
| 発電装置所要面積(14) | 72 | m ² |
| 発電装置所要面積(15) | 108 | m ² |
| 発電装置所要面積(16) | 108 | m ² |
| 発電装置所要面積(17) | 108 | m ² |
| 発電装置所要面積(18) | 108 | m ² |
| 発電装置所要面積(19) | 108 | m ² |
| 小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局) | 150 | A |
| 小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流 (R T - B O X) | 100 | A |
| 小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局) | 7 | m ² |
| 小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (R T - B O X) | 9 | m ² |
| 複数階局含容積率 | 400 | % |
| 平屋局含容積率 | 100 | % |
| 駐車スペース等土地面積 | 90 | m ² |
| R T - B O X 土地面積 | 75 | m ² |
| 時分割多元接続装置架単位電流 | 9.5 | A/架 |
| 時分割多元接続装置架単位面積 | 1.44 | m ² /架 |
| 衛星送受信装置架単位電流 | 36.7 | A/架 |
| 衛星送受信装置架単位面積 | 1.44 | m ² /架 |
| 衛星回線制御装置架単位電流 | 210.5 | A/架 |
| 発電装置規定容量(3) | 37.5 | k VA |
| 発電装置規定容量(4) | 50 | k VA |
| 発電装置規定容量(5) | 75 | k VA |
| 発電装置規定容量(6) | 100 | k VA |
| 発電装置規定容量(7) | 150 | k VA |
| 発電装置規定容量(8) | 200 | k VA |
| 発電装置規定容量(9) | 250 | k VA |
| 発電装置規定容量(10) | 300 | k VA |
| 発電装置規定容量(11) | 375 | k VA |
| 発電装置規定容量(12) | 500 | k VA |
| 発電装置規定容量(13) | 625 | k VA |
| 発電装置規定容量(14) | 750 | k VA |
| 発電装置規定容量(15) | 1,000 | k VA |
| 発電装置規定容量(16) | 1,500 | k VA |
| 発電装置規定容量(17) | 1,750 | k VA |
| 発電装置規定容量(18) | 2,000 | k VA |
| 発電装置規定容量(19) | 3,125 | k VA |
| 発電装置所要面積(1) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(2) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(3) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(4) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(5) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(6) | 36 | m ² |
| 発電装置所要面積(7) | 54 | m ² |
| 発電装置所要面積(8) | 54 | m ² |
| 発電装置所要面積(9) | 54 | m ² |
| 発電装置所要面積(10) | 72 | m ² |
| 発電装置所要面積(11) | 72 | m ² |
| 発電装置所要面積(12) | 72 | m ² |
| 発電装置所要面積(13) | 72 | m ² |
| 発電装置所要面積(14) | 72 | m ² |
| 発電装置所要面積(15) | 108 | m ² |
| 発電装置所要面積(16) | 108 | m ² |
| 発電装置所要面積(17) | 108 | m ² |
| 発電装置所要面積(18) | 108 | m ² |
| 発電装置所要面積(19) | 108 | m ² |
| 小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局) | 150 | A |
| 小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流 (R T - B O X) | 100 | A |
| 小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局) | 7 | m ² |
| 小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (R T - B O X) | 9 | m ² |
| 複数階局含容積率 | 400 | % |
| 平屋局含容積率 | 100 | % |
| 駐車スペース等土地面積 | 90 | m ² |
| R T - B O X 土地面積 | 75 | m ² |
| 時分割多元接続装置架単位電流 | 9.5 | A/架 |
| 時分割多元接続装置架単位面積 | 1.44 | m ² /架 |
| 衛星送受信装置架単位電流 | 36.7 | A/架 |
| 衛星送受信装置架単位面積 | 1.44 | m ² /架 |
| 衛星回線制御装置架単位電流 | 210.5 | A/架 |

| 衛星回線制御装置架単位面積 | 16.38 | m ² /架 |
|---------------------|--------|-------------------|
| 土地単価時価補正係数 | 0.7 | — |
| 土地単価時点補正係数（北海道） | 0.9466 | — |
| 土地単価時点補正係数（青森県） | 0.9436 | — |
| 土地単価時点補正係数（岩手県） | 0.9419 | — |
| 土地単価時点補正係数（宮城県） | 0.9533 | — |
| 土地単価時点補正係数（秋田県） | 0.9398 | — |
| 土地単価時点補正係数（山形県） | 0.9481 | — |
| 土地単価時点補正係数（福島県） | 0.9607 | — |
| 土地単価時点補正係数（茨城県） | 0.9512 | — |
| 土地単価時点補正係数（栃木県） | 0.9609 | — |
| 土地単価時点補正係数（群馬県） | 0.9637 | — |
| 土地単価時点補正係数（埼玉県） | 0.9481 | — |
| 土地単価時点補正係数（千葉県） | 0.9551 | — |
| 土地単価時点補正係数（東京都） | 0.9299 | — |
| 土地単価時点補正係数（神奈川県） | 0.9641 | — |
| 土地単価時点補正係数（新潟県） | 0.9681 | — |
| 土地単価時点補正係数（富山県） | 0.9446 | — |
| 土地単価時点補正係数（石川県） | 0.9326 | — |
| 土地単価時点補正係数（福井県） | 0.9426 | — |
| 土地単価時点補正係数（山梨県） | 0.9703 | — |
| 土地単価時点補正係数（長野県） | 0.9574 | — |
| 土地単価時点補正係数（岐阜県） | 0.9683 | — |
| 土地単価時点補正係数（静岡県） | 0.9758 | — |
| 土地単価時点補正係数（愛知県） | 0.9669 | — |
| 土地単価時点補正係数（三重県） | 0.9742 | — |
| 土地単価時点補正係数（滋賀県） | 0.9637 | — |
| 土地単価時点補正係数（京都府） | 0.9572 | — |
| 土地単価時点補正係数（大阪府） | 0.9439 | — |
| 土地単価時点補正係数（兵庫県） | 0.954 | — |
| 土地単価時点補正係数（奈良県） | 0.9547 | — |
| 土地単価時点補正係数（和歌山県） | 0.9527 | — |
| 土地単価時点補正係数（鳥取県） | 0.953 | — |
| 土地単価時点補正係数（島根県） | 0.9683 | — |
| 土地単価時点補正係数（岡山県） | 0.9697 | — |
| 土地単価時点補正係数（広島県） | 0.9619 | — |
| 土地単価時点補正係数（山口県） | 0.9404 | — |
| 土地単価時点補正係数（徳島県） | 0.936 | — |
| 土地単価時点補正係数（香川県） | 0.9376 | — |
| 土地単価時点補正係数（愛媛県） | 0.9657 | — |
| 土地単価時点補正係数（高知県） | 0.9351 | — |
| 土地単価時点補正係数（福岡県） | 0.9569 | — |
| 土地単価時点補正係数（佐賀県） | 0.9598 | — |
| 土地単価時点補正係数（長崎県） | 0.9565 | — |
| 土地単価時点補正係数（熊本県） | 0.9621 | — |
| 土地単価時点補正係数（大分県） | 0.954 | — |
| 土地単価時点補正係数（宮崎県） | 0.9785 | — |
| 土地単価時点補正係数（鹿児島県） | 0.9594 | — |
| 土地単価時点補正係数（沖縄県） | 0.9775 | — |
| 監視設備（総合監視） 対投資額比率 | 0.0014 | — |
| 監視設備（加入者交換機） 対投資額比率 | 0.0672 | — |

| 衛星回線制御装置架単位面積 | 16.38 | m ² /架 |
|---------------------|--------|-------------------|
| 土地単価時価補正係数 | 0.7 | — |
| 土地単価時点補正係数（北海道） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（青森県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（岩手県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（宮城県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（秋田県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（山形県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（福島県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（茨城県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（栃木県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（群馬県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（埼玉県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（千葉県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（東京都） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（神奈川県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（新潟県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（富山県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（石川県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（福井県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（山梨県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（長野県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（岐阜県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（静岡県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（愛知県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（三重県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（滋賀県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（京都府） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（大阪府） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（兵庫県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（奈良県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（和歌山県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（鳥取県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（島根県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（岡山県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（広島県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（山口県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（徳島県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（香川県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（愛媛県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（高知県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（福岡県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（佐賀県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（長崎県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（熊本県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（大分県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（宮崎県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（鹿児島県） | 1 | — |
| 土地単価時点補正係数（沖縄県） | 1 | — |
| 監視設備（総合監視） 対投資額比率 | 0.0014 | — |
| 監視設備（加入者交換機） 対投資額比率 | 0.0674 | — |

別表第3
(略)

別表第4の1（第6条関係） 費用算定方式

| 費用区分 | 算定方式 |
|---------|---|
| 減価償却費 | ((投資額-最低残存価額) ÷法定耐用年数) ×法定耐用年数+除去損) ÷経済的耐用年数 土地は減価償却しない。除去損=最低残存価額とする。 |
| 通信設備使用料 | 伊豆大島と本土中継交換機及び犬石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価 |
| 固定資産税 | 定率法正味固定資産価額×固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、別表第2の1に定める算出式により算定する。 |

別表第3
(略)

別表第4の1（第6条関係） 費用算定方式

| 費用区分 | 算定方式 |
|---------|--|
| 減価償却費 | ((投資額-残存価額)÷法定耐用年数)×法定耐用年数+除去損)÷経済的耐用年数 土地は減価償却しない。除去損=残存価額とする。 |
| 通信設備使用料 | 伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価 |
| 固定資産税 | 定率法正味固定資産価額×固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、別表第2の1に定める算出式により算定する。 |

| | |
|---------|--|
| 施設保全費 | <p>加入者交換機に係るもの $\text{投資額} \times \text{投資額} \times \text{施設保全費対投資額比率 (二次係数)} + \text{投資額} \times \text{施設保全費対投資額比率 (一次係数)}$ + 加入者数 × 1 加入者当たりの施設保全費 + 都道府県別施設保全費</p> <p>加入系線路に係るもの 設備延長 k m × 1 k m 当たりの施設保全費 + 加入者数 × 1 加入者当たり施設保全費 中継系架空光ファイバ、中継系地下光ファイバ、海底光ケーブル、管路、自治体管路及び電線共同溝に係るもの 設備延長 k m × 1 k m 当たりの施設保全費</p> <p>中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの 設備直長 k m × 1 k m 当たりの施設保全費</p> <p><u>監視設備（加入者交換機）に係るもの</u> $\text{投資額} \times \text{投資額} \times \text{施設保全費対投資額比率 (二次係数)} + \text{投資額} \times \text{施設保全費対投資額比率 (一次係数)}$</p> <p>その他のもの $\text{投資額} \times \text{施設保全費対投資額比率}$</p> |
| 道路占用料 | <p>電柱に係るもの 電柱本数 × 電柱 1 本当たり道路占用料</p> <p>管路等（管路、中口径管路、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス）に係るもの 管路等延長 k m × 管路等 1 k m 当たり道路占用料</p> <p>き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置台数 × き線点遠隔収容装置 1 台当たり道路占用料</p> |
| 撤去費用 | $\text{投資額} \times \text{撤去費用対投資額比率}$ |
| 試験研究費 | <p>直接費 × 対直接費比率</p> <p>直接費 = 減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税 + 施設保全費 + 道路占用料 + 撤去費用</p> |
| 接続関連事務費 | <p>加入者回線に係るもの 加入者回線数 × 1 回線当たり接続関連事務費</p> <p>中継伝送専用機能に係るもの 中継伝送専用型回線数 × 1 回線当たり専用型接続関連事務費</p> <p>専用回線管理運営費に係るもの 中継伝送専用型回線数 × 1 回線当たり専用回線管理運営費</p> |
| 管理共通費 | (施設保全費 + 試験研究費 + 接続関連事務費) × 管理共通費比率 |

別表第 4 の 2
(略)

別表第 4 の 3（第 6 条関係） 費用算定に用いる数値

| 項目 | 数 値 | 単 位 |
|---------------------------------|-------------|------|
| <u>加入者交換機施設保全費対投資額比率 (二次係数)</u> | -0.0379 ピコ | — |
| <u>加入者交換機施設保全費対投資額比率 (一次係数)</u> | 0.0501 | — |
| 加入者交換機加入者回線当たり施設保全費 | 654 | 円／回線 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道） | 326,993,158 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県） | 297,180,835 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県） | 304,633,915 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県） | 306,124,531 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県） | 298,671,451 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県） | 313,577,612 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県） | 325,502,541 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県） | 349,352,400 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県） | 346,371,168 | 円 |

| | |
|---------|--|
| 施設保全費 | <p>加入者交換機に係るもの $\text{投資額} \times \text{施設保全費対投資額比率} + \text{加入者数} \times 1 \text{ 加入者当たりの施設保全費} + \text{都道府県別施設保全費}$</p> <p>加入系線路に係るもの 設備延長 k m × 1 k m 当たりの施設保全費 + 加入者数 × 1 加入者当たり施設保全費 中継系架空光ファイバ、中継系地下光ファイバ、海底光ケーブル、管路、自治体管路及び電線共同溝に係るもの 設備延長 k m × 1 k m 当たりの施設保全費</p> <p>中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの 設備直長 k m × 1 k m 当たりの施設保全費</p> <p>その他のもの $\text{投資額} \times \text{施設保全費対投資額比率}$</p> |
| 道路占用料 | <p>電柱に係るもの 電柱本数 × 電柱 1 本当たり道路占用料</p> <p>管路等（管路、中口径管路、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス）に係るもの 管路等延長 k m × 管路等 1 k m 当たり道路占用料</p> <p>き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置台数 × き線点遠隔収容装置 1 台当たり道路占用料</p> |
| 撤去費用 | $\text{投資額} \times \text{撤去費用対投資額比率}$ |
| 試験研究費 | <p>直接費 × 対直接費比率</p> <p>直接費 = 減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税 + 施設保全費 + 道路占用料 + 撤去費用</p> |
| 接続関連事務費 | <p>加入者回線に係るもの 加入者回線数 × 1 回線当たり接続関連事務費</p> <p>中継伝送専用機能に係るもの 中継伝送専用型回線数 × 1 回線当たり専用型接続関連事務費</p> <p>専用回線管理運営費に係るもの 中継伝送専用型回線数 × 1 回線当たり専用回線管理運営費</p> |
| 管理共通費 | (施設保全費 + 試験研究費 + 接続関連事務費) × 管理共通費比率 |

別表第 4 の 2
(略)

別表第 4 の 3（第 6 条関係） 費用算定に用いる数値

| 項目 | 数 値 | 単 位 |
|-----------------------|-------------|------|
| 加入者交換機施設保全費対投資額比率 | 0.0443 | — |
| 加入者交換機加入者回線当たり施設保全費 | 654 | 円／回線 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道） | 481,796,116 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県） | 448,544,401 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県） | 450,761,182 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県） | 464,061,868 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県） | 452,977,963 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県） | 475,145,773 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県） | 486,229,677 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県） | 521,698,173 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県） | 510,614,268 | 円 |

| | | |
|-----------------------------|-------------|------|
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県） | 340,408,703 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県） | 361,277,329 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県） | 367,239,794 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都） | 380,655,339 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県） | 370,221,026 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県） | 332,955,622 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県） | 340,408,703 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県） | 338,918,087 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県） | 341,899,319 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県） | 373,202,258 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県） | 349,352,400 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県） | 344,880,551 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県） | 353,824,248 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県） | 353,824,248 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県） | 355,314,865 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県） | 346,371,168 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府） | 352,333,632 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府） | 365,749,178 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県） | 349,352,400 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県） | 365,749,178 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県） | 361,277,329 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県） | 329,974,390 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県） | 328,483,774 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県） | 334,446,238 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県） | 326,993,158 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県） | 334,446,238 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県） | 321,030,693 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県） | 321,030,693 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県） | 322,521,309 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県） | 321,030,693 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県） | 324,011,925 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県） | 322,521,309 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県） | 313,577,612 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県） | 310,596,380 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県） | 312,086,996 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県） | 303,143,299 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県） | 307,615,148 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県） | 285,255,905 | 円 |
| 中継交換機施設保全費対投資額比率 | 0.051 | — |
| 伝送装置施設保全費対投資額比率 | 0.0265 | — |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（北海道） | 167,098 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（青森県） | 151,996 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（岩手県） | 155,772 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（宮城県） | 156,527 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（秋田県） | 152,751 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山形県） | 160,302 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福島県） | 166,343 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（茨城県） | 178,424 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（栃木県） | 176,914 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（群馬県） | 173,894 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（埼玉県） | 184,465 | 円／km |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県） | 501,747,144 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県） | 543,865,982 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県） | 541,649,201 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都） | 561,600,230 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県） | 550,516,325 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県） | 490,663,239 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県） | 517,264,611 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県） | 515,047,830 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県） | 515,047,830 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県） | 554,949,887 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県） | 526,131,735 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県） | 523,914,954 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県） | 532,782,077 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県） | 537,215,639 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県） | 523,914,954 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県） | 517,264,611 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府） | 519,481,392 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府） | 541,649,201 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県） | 515,047,830 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県） | 539,432,420 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県） | 532,782,077 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県） | 486,229,677 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県） | 484,012,896 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県） | 492,880,020 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県） | 481,796,116 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県） | 492,880,020 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県） | 472,928,992 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県） | 472,928,992 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県） | 475,145,773 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県） | 472,928,992 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県） | 477,362,554 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県） | 475,145,773 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県） | 461,845,087 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県） | 457,411,525 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県） | 459,628,306 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県） | 446,327,620 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県） | 452,977,963 | 円 |
| 加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県） | 430,810,154 | 円 |
| 中継交換機施設保全費対投資額比率 | 0.0514 | — |
| 伝送装置施設保全費対投資額比率 | 0.0267 | — |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（北海道） | 170,280 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（青森県） | 158,630 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（岩手県） | 159,407 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（宮城県） | 164,067 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（秋田県） | 160,183 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山形県） | 167,950 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福島県） | 171,834 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（茨城県） | 184,260 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（栃木県） | 180,377 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（群馬県） | 177,270 | 円／km |
| メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（埼玉県） | 192,027 | 円／km |

| | | | | | |
|---------------------------------|---------|-------|---------------------------------|---------|-------|
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (千葉県) | 187,485 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (千葉県) | 191,250 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (東京都) | 194,281 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (東京都) | 198,240 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (神奈川県) | 188,995 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (神奈川県) | 194,357 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (新潟県) | 170,118 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (新潟県) | 173,387 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (富山県) | 173,894 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (富山県) | 182,707 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (石川県) | 173,139 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (石川県) | 181,930 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福井県) | 174,649 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福井県) | 181,930 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山梨県) | 190,506 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山梨県) | 195,910 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長野県) | 178,424 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長野県) | 185,814 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岐阜県) | 176,159 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岐阜県) | 185,037 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (静岡県) | 180,690 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (静岡県) | 188,144 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛知県) | 180,690 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛知県) | 189,697 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (三重県) | 181,445 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (三重県) | 185,037 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (滋賀県) | 176,914 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (滋賀県) | 182,707 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (京都府) | 179,934 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (京都府) | 183,484 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大阪府) | 186,730 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大阪府) | 191,250 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (兵庫県) | 178,424 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (兵庫県) | 181,930 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (奈良県) | 186,730 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (奈良県) | 190,474 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (和歌山県) | 184,465 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (和歌山県) | 188,144 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鳥取県) | 168,608 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鳥取県) | 171,834 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (島根県) | 167,853 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (島根県) | 171,057 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岡山県) | 170,873 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岡山県) | 174,164 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (広島県) | 167,098 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (広島県) | 170,280 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山口県) | 170,873 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山口県) | 174,164 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (徳島県) | 164,078 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (徳島県) | 167,173 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (香川県) | 164,078 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (香川県) | 167,173 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛媛県) | 164,833 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛媛県) | 167,950 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (高知県) | 164,078 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (高知県) | 167,173 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福岡県) | 165,588 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福岡県) | 168,727 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (佐賀県) | 164,833 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (佐賀県) | 167,950 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長崎県) | 160,302 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長崎県) | 163,290 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (熊本県) | 158,792 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (熊本県) | 161,737 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大分県) | 159,547 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大分県) | 162,513 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮崎県) | 155,017 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮崎県) | 157,853 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鹿児島県) | 157,282 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鹿児島県) | 160,183 | 円／k m |
| メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (沖縄県) | 145,956 | 円／k m | メタルケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (沖縄県) | 152,417 | 円／k m |
| メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費 | 282 | 円／回線 | メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費 | 290 | 円／回線 |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (北海道) | 33,272 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (北海道) | 33,905 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (青森県) | 30,265 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (青森県) | 31,585 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岩手県) | 31,017 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岩手県) | 31,740 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮城県) | 31,167 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮城県) | 32,668 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (秋田県) | 30,415 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (秋田県) | 31,895 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山形県) | 31,919 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山形県) | 33,441 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福島県) | 33,122 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福島県) | 34,214 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (茨城県) | 35,527 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (茨城県) | 36,689 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (栃木県) | 35,226 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (栃木県) | 35,916 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (群馬県) | 34,625 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (群馬県) | 35,297 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (埼玉県) | 36,730 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (埼玉県) | 38,235 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (千葉県) | 37,331 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (千葉県) | 38,081 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (東京都) | 38,684 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (東京都) | 39,472 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (神奈川県) | 37,632 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (神奈川県) | 38,699 | 円／k m |

| | | | | | |
|---------------------------------|---------|-------|---------------------------------|---------|-------|
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (新潟県) | 33,873 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (新潟県) | 34,524 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (富山県) | 34,625 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (富山県) | 36,380 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (石川県) | 34,475 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (石川県) | 36,225 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福井県) | 34,775 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福井県) | 36,225 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山梨県) | 37,933 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山梨県) | 39,009 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長野県) | 35,527 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長野県) | 36,998 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岐阜県) | 35,076 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岐阜県) | 36,843 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (静岡県) | 35,978 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (静岡県) | 37,462 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛知県) | 35,978 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛知県) | 37,771 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (三重県) | 36,129 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (三重県) | 36,843 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (滋賀県) | 35,226 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (滋賀県) | 36,380 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (京都府) | 35,828 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (京都府) | 36,534 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大阪府) | 37,181 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大阪府) | 38,081 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (兵庫県) | 35,527 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (兵庫県) | 36,225 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (奈良県) | 37,181 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (奈良県) | 37,926 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (和歌山県) | 36,730 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (和歌山県) | 37,462 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鳥取県) | 33,573 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鳥取県) | 34,214 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (島根県) | 33,422 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (島根県) | 34,060 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岡山県) | 34,024 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岡山県) | 34,678 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (広島県) | 33,272 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (広島県) | 33,905 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山口県) | 34,024 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山口県) | 34,678 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (徳島県) | 32,670 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (徳島県) | 33,287 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (香川県) | 32,670 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (香川県) | 33,287 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛媛県) | 32,821 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛媛県) | 33,441 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (高知県) | 32,670 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (高知県) | 33,287 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福岡県) | 32,971 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福岡県) | 33,596 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (佐賀県) | 32,821 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (佐賀県) | 33,441 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長崎県) | 31,919 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長崎県) | 32,513 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (熊本県) | 31,618 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (熊本県) | 32,204 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大分県) | 31,768 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大分県) | 32,359 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮崎県) | 30,866 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮崎県) | 31,431 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鹿児島県) | 31,317 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鹿児島県) | 31,895 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (沖縄県) | 29,062 | 円／k m | 加入系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (沖縄県) | 30,348 | 円／k m |
| 加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費 | 282 | 円／回線 | 加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費 | 290 | 円／回線 |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (北海道) | 284,963 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (北海道) | 290,426 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (青森県) | 259,069 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (青森県) | 270,447 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岩手県) | 265,542 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岩手県) | 271,779 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮城県) | 266,837 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮城県) | 279,771 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (秋田県) | 260,364 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (秋田県) | 273,111 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山形県) | 273,311 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山形県) | 286,431 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福島県) | 283,668 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福島県) | 293,090 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (茨城県) | 304,384 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (茨城県) | 314,401 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (栃木県) | 301,794 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (栃木県) | 307,742 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (群馬県) | 296,615 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (群馬県) | 302,414 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (埼玉県) | 314,741 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (埼玉県) | 327,721 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (千葉県) | 319,920 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (千葉県) | 326,389 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (東京都) | 331,573 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (東京都) | 338,376 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (神奈川県) | 322,510 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (神奈川県) | 331,717 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (新潟県) | 290,142 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (新潟県) | 295,754 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (富山県) | 296,615 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (富山県) | 311,737 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (石川県) | 295,321 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (石川県) | 310,406 | 円／k m |

| | | | | | |
|---------------------------------|---------|-------|---------------------------------|---------|-------|
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福井県) | 297,910 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福井県) | 310,406 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山梨県) | 325,099 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山梨県) | 334,380 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長野県) | 304,384 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長野県) | 317,065 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岐阜県) | 300,500 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岐阜県) | 315,733 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (静岡県) | 308,268 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (静岡県) | 321,061 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛知県) | 308,268 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛知県) | 323,725 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (三重県) | 309,563 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (三重県) | 315,733 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (滋賀県) | 301,794 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (滋賀県) | 311,737 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (京都府) | 306,973 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (京都府) | 313,069 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大阪府) | 318,626 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大阪府) | 326,389 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (兵庫県) | 304,384 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (兵庫県) | 310,406 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (奈良県) | 318,626 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (奈良県) | 325,057 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (和歌山県) | 314,741 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (和歌山県) | 321,061 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鳥取県) | 287,553 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鳥取県) | 293,090 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (島根県) | 286,258 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (島根県) | 291,758 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岡山県) | 291,437 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岡山県) | 297,086 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (広島県) | 284,963 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (広島県) | 290,426 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山口県) | 291,437 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山口県) | 297,086 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (徳島県) | 279,784 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (徳島県) | 285,099 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (香川県) | 279,784 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (香川県) | 285,099 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛媛県) | 281,079 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛媛県) | 286,431 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (高知県) | 279,784 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (高知県) | 285,099 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福岡県) | 282,374 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福岡県) | 287,763 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (佐賀県) | 281,079 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (佐賀県) | 286,431 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長崎県) | 273,311 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長崎県) | 278,439 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (熊本県) | 270,721 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (熊本県) | 275,775 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大分県) | 272,016 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大分県) | 277,107 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮崎県) | 264,248 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮崎県) | 269,115 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鹿児島県) | 268,132 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鹿児島県) | 273,111 | 円／k m |
| 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (沖縄県) | 248,711 | 円／k m | 中継系光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (沖縄県) | 259,792 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (北海道) | 413,527 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (北海道) | 423,610 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (青森県) | 374,887 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (青森県) | 393,568 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岩手県) | 384,547 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岩手県) | 395,571 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮城県) | 386,479 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮城県) | 407,587 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (秋田県) | 376,819 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (秋田県) | 397,574 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山形県) | 396,139 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山形県) | 417,601 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福島県) | 411,595 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福島県) | 427,615 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (茨城県) | 442,507 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (茨城県) | 459,659 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (栃木県) | 438,643 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (栃木県) | 449,646 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (群馬県) | 430,915 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (群馬県) | 441,635 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (埼玉県) | 457,963 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (埼玉県) | 479,687 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (千葉県) | 465,691 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (千葉県) | 477,684 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (東京都) | 483,079 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (東京都) | 495,709 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (神奈川県) | 469,555 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (神奈川県) | 485,695 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (新潟県) | 421,255 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (新潟県) | 431,621 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (富山県) | 430,915 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (富山県) | 455,654 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (石川県) | 428,983 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (石川県) | 453,651 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福井県) | 432,847 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福井県) | 453,651 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山梨県) | 473,419 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山梨県) | 489,701 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長野県) | 442,507 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長野県) | 463,665 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岐阜県) | 436,711 | 円／k m | 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岐阜県) | 461,662 | 円／k m |

| | | |
|----------------------------------|------------|-------|
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (静岡県) | 448,303 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛知県) | 448,303 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (三重県) | 450,235 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (滋賀県) | 438,643 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (京都府) | 446,371 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大阪府) | 463,759 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (兵庫県) | 442,507 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (奈良県) | 463,759 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (和歌山県) | 457,963 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鳥取県) | 417,391 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (島根県) | 415,459 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岡山県) | 423,187 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (広島県) | 413,527 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山口県) | 423,187 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (徳島県) | 405,799 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (香川県) | 405,799 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛媛県) | 407,731 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (高知県) | 405,799 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福岡県) | 409,663 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (佐賀県) | 407,731 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長崎県) | 396,139 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (熊本県) | 392,275 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大分県) | 394,207 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮崎県) | 382,615 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鹿児島県) | 388,411 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (沖縄県) | 359,431 | 円／k m |
| 管路延長 k m当たり施設保全費 | 77,756 | 円／k m |
| 中口径管路亘長 k m当たり施設保全費 | 77,756 | 円／k m |
| とう道亘長 k m当たり施設保全費 | 77,756 | 円／k m |
| 共同溝亘長 k m当たり施設保全費 | 77,756 | 円／k m |
| 自治体管路延長 k m当たり施設保全費 | 77,756 | 円／k m |
| 電線共同溝延長 k m当たり施設保全費 | 77,756 | 円／k m |
| 電力設備施設保全費対投資額比率 | 0.0549 | — |
| 機械室建物施設保全費対投資額比率 | 0.0255 | — |
| 監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率 | 0.2135 | — |
| 監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (二次係数) | -0.0379 ピニ | — |
| 監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (一次係数) | 0.0501 | — |
| 監視設備 (中継交換機) 施設保全費対投資額比率 | 0.051 | — |
| 監視設備 (市外線路) 市外線路延長 k m当たり施設保全費 | 11,579 | 円／k m |
| 監視設備 (市内線路) 市内線路延長 k m当たり施設保全費 | 2,349 | 円／k m |
| 監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率 | 0.0265 | — |
| 共通用建物施設保全費対投資額比率 | 0.0255 | — |
| 構築物施設保全費対投資額比率 | 0 | — |
| 機械及び装置施設保全費対投資額比率 | 0 | — |
| 車両施設保全費対投資額比率 | 0.0326 | — |
| 工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率 | 0.0041 | — |
| 無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 施設保全費対投資額比率 | 0 | — |
| 無形固定資産 (その他の無形固定資産) 施設保全費対投資額比率 | 0 | — |
| 電柱 1 本当たり道路占用料 | 443 | 円／本 |
| 管路 1 k m当たり道路占用料 | 51,091 | 円／k m |
| 中口径管路 1 k m当たり道路占用料 | 509,498 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (静岡県) | 469,673 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛知県) | 473,679 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (三重県) | 461,662 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (滋賀県) | 455,654 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (京都府) | 457,657 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大阪府) | 477,684 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (兵庫県) | 453,651 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (奈良県) | 475,682 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (和歌山県) | 469,673 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鳥取県) | 427,615 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (島根県) | 425,612 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (岡山県) | 433,623 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (広島県) | 423,610 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (山口県) | 433,623 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (徳島県) | 415,598 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (香川県) | 415,598 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (愛媛県) | 417,601 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (高知県) | 415,598 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (福岡県) | 419,604 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (佐賀県) | 417,601 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (長崎県) | 405,585 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (熊本県) | 401,579 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (大分県) | 403,582 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (宮崎県) | 391,565 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (鹿児島県) | 397,574 | 円／k m |
| 海底光ケーブル延長 1 k m当たり施設保全費 (沖縄県) | 377,546 | 円／k m |
| 管路延長 k m当たり施設保全費 | 78,689 | 円／k m |
| 中口径管路亘長 k m当たり施設保全費 | 78,689 | 円／k m |
| とう道亘長 k m当たり施設保全費 | 78,689 | 円／k m |
| 共同溝亘長 k m当たり施設保全費 | 78,689 | 円／k m |
| 自治体管路延長 k m当たり施設保全費 | 78,689 | 円／k m |
| 電線共同溝延長 k m当たり施設保全費 | 78,689 | 円／k m |
| 電力設備施設保全費対投資額比率 | 0.0550 | — |
| 機械室建物施設保全費対投資額比率 | 0.0257 | — |
| 監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率 | 0.2139 | — |
| 監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 | 0.0443 | — |
| 監視設備 (中継交換機) 施設保全費対投資額比率 | 0.0514 | — |
| 監視設備 (市外線路) 市外線路延長 k m当たり施設保全費 | 11,737 | 円／k m |
| 監視設備 (市内線路) 市内線路延長 k m当たり施設保全費 | 2,396 | 円／k m |
| 監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率 | 0.0267 | — |
| 共通用建物施設保全費対投資額比率 | 0.0257 | — |
| 構築物施設保全費対投資額比率 | 0 | — |
| 機械及び装置施設保全費対投資額比率 | 0 | — |
| 車両施設保全費対投資額比率 | 0.0329 | — |
| 工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率 | 0.0041 | — |
| 無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 施設保全費対投資額比率 | 0 | — |
| 無形固定資産 (その他の無形固定資産) 施設保全費対投資額比率 | 0 | — |
| 電柱 1 本当たり道路占用料 | 443 | 円／本 |
| 管路 1 k m当たり道路占用料 | 51,373 | 円／k m |
| 中口径管路 1 k m当たり道路占用料 | 512,800 | 円／k m |

| | | |
|----------------------|-----------|------|
| とう道 1 km当たり道路占用料 | 1,031,812 | 円／km |
| 情報ポックス 1 km当たり道路占用料 | 5,431 | 円／km |
| 自治体管路 1 km当たり道路占用料 | 5,431 | 円／km |
| 電線共同溝 1 km当たり道路占用料 | 5,431 | 円／km |
| き線点遠隔収容装置 1台当たり道路占用料 | 67 | 円／台 |
| 主配線盤端末回線側比率 | 0.5 | — |
| 光ケーブル成端架端末回線側比率 | 0.5 | — |
| 機械設備撤去費用対投資額比率 | 0.0012 | — |
| 市外線路撤去費用対投資額比率 | 0.00822 | — |
| 市内線路撤去費用対投資額比率 | 0.00218 | — |
| 土木設備撤去費用対投資額比率 | 0.00105 | — |
| 建物撤去費用対投資額比率 | 0.00185 | — |
| 構築物撤去費用対投資額比率 | 0.00263 | — |
| 機械及び装置撤去費用対投資額比率 | 0.00129 | — |
| 車両撤去費用対投資額比率 | 0 | — |
| 工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率 | 0.00081 | — |
| 試験研究費対直接費比率 | 0.03118 | — |
| 1回線当たり接続関連事務費 | 0.7 | 円／回線 |
| 1回線当たり専用型接続関連事務費 | 88.1 | 円／回線 |
| 1回線当たり専用回線管理運営費 | 4,726 | 円／回線 |
| 管理共通費比率 | 0.1521 | — |
| 専用型速度換算係数 | 239 | — |
| 専用型 5.2M 収容回線数 | 672 | 回線 |
| 端末系交換回数比例比率 | 0.2215 | — |
| 中継系交換回数比例比率 | 0.4231 | — |
| 経済的耐用年数 | | |
| 交換機 | 24.3 | 年 |
| 遠隔収容装置 | 20.2 | 年 |
| 伝送装置 | 16 | 年 |
| き線点遠隔収容装置 | 13.5 | 年 |
| 無線伝送装置 | 9 | 年 |
| 通信衛星設備 | 9 | 年 |
| 架空メタルケーブル | 25.5 | 年 |
| 地下メタルケーブル | 34.6 | 年 |
| 陸上架空光ケーブル | 15.1 | 年 |
| 陸上地下光ケーブル | 21.2 | 年 |
| 海底光ケーブル | 26.5 | 年 |
| 電柱 | 21.2 | 年 |
| 管路 | 57.4 | 年 |
| 中口径管路 | 57.4 | 年 |
| とう道 | 75 | 年 |
| 共同溝 | 75 | 年 |
| 電線共同溝 | 57.4 | 年 |
| 無線アンテナ | 24.3 | 年 |
| 無線鉄塔 | 24.3 | 年 |
| 空調設備 | 9 | 年 |
| 電力設備（電源装置） | 6 | 年 |
| 電力設備（発電装置） | 15 | 年 |
| 電力設備（受電装置） | 9 | 年 |
| 機械室建物 | 24.1 | 年 |
| 監視設備（総合監視） | 9 | 年 |

| | | |
|----------------------|-----------|------|
| とう道 1 km当たり道路占用料 | 1,037,509 | 円／km |
| 情報ポックス 1 km当たり道路占用料 | 5,461 | 円／km |
| 自治体管路 1 km当たり道路占用料 | 5,461 | 円／km |
| 電線共同溝 1 km当たり道路占用料 | 5,461 | 円／km |
| き線点遠隔収容装置 1台当たり道路占用料 | 68 | 円／台 |
| 主配線盤端末回線側比率 | 0.5 | — |
| 光ケーブル成端架端末回線側比率 | 0.5 | — |
| 機械設備撤去費用対投資額比率 | 0.00119 | — |
| 市外線路撤去費用対投資額比率 | 0.00826 | — |
| 市内線路撤去費用対投資額比率 | 0.00219 | — |
| 土木設備撤去費用対投資額比率 | 0.00105 | — |
| 建物撤去費用対投資額比率 | 0.00186 | — |
| 構築物撤去費用対投資額比率 | 0.00266 | — |
| 機械及び装置撤去費用対投資額比率 | 0.00126 | — |
| 車両撤去費用対投資額比率 | 0 | — |
| 工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率 | 0.00081 | — |
| 試験研究費対直接費比率 | 0.03127 | — |
| 1回線当たり接続関連事務費 | 0.7 | 円／回線 |
| 1回線当たり専用型接続関連事務費 | 88.6 | 円／回線 |
| 1回線当たり専用回線管理運営費 | 4,969 | 円／回線 |
| 管理共通費比率 | 0.14344 | — |
| 専用型速度換算係数 | 248 | — |
| 専用型 5.2M 収容回線数 | 672 | 回線 |
| 端末系交換回数比例比率 | 0.2243 | — |
| 中継系交換回数比例比率 | 0.4518 | — |
| 経済的耐用年数 | | |
| 交換機 | 23.6 | 年 |
| 伝送装置 | 14.3 | 年 |
| き線点遠隔収容装置 | 18.9 | 年 |
| 無線伝送装置 | 6.6 | 年 |
| 通信衛星設備 | 9 | 年 |
| 架空メタルケーブル | 24.9 | 年 |
| 地下メタルケーブル | 33.9 | 年 |
| 陸上架空光ケーブル | 15.1 | 年 |
| 陸上地下光ケーブル | 21.2 | 年 |
| 海底光ケーブル | 26.5 | 年 |
| 電柱 | 21.2 | 年 |
| 管路 | 56.9 | 年 |
| 中口径管路 | 56.9 | 年 |
| とう道 | 75 | 年 |
| 共同溝 | 75 | 年 |
| 電線共同溝 | 56.9 | 年 |
| 無線アンテナ | 24.3 | 年 |
| 無線鉄塔 | 24.3 | 年 |
| 空調設備 | 9 | 年 |
| 電力設備（電源装置） | 6 | 年 |
| 電力設備（発電装置） | 15 | 年 |
| 電力設備（受電装置） | 9 | 年 |
| 機械室建物 | 24.1 | 年 |
| 監視設備（総合監視） | 6 | 年 |

| | | |
|--------------------|------|---|
| 監視設備（加入者交換機） | 10.6 | 年 |
| 監視設備（中継交換機） | 10.5 | 年 |
| 監視設備（伝送無線機械） | 10.8 | 年 |
| 監視設備（市外線路） | 14.1 | 年 |
| 監視設備（市内線路） | 17.4 | 年 |
| 共通用建物 | 23.1 | 年 |
| 構築物 | 15.8 | 年 |
| 機械及び装置 | 10.7 | 年 |
| 車両 | 5 | 年 |
| 工具、器具及び備品 | 5.5 | 年 |
| 無形固定資産（交換機ソフトウェア） | 10.8 | 年 |
| 無形固定資産（その他の無形固定資産） | 5.2 | 年 |

別表第5～第8（略）

| | | |
|---------------------------|------|---|
| 監視設備（加入者交換機、中継交換機、伝送無線機械） | 6 | 年 |
| 監視設備（市外線路） | 10 | 年 |
| 監視設備（市内線路） | 13 | 年 |
| 共通用建物 | 23.1 | 年 |
| 構築物 | 15.8 | 年 |
| 機械及び装置 | 10.7 | 年 |
| 車両 | 5 | 年 |
| 工具、器具及び備品 | 5.5 | 年 |
| 無形固定資産（交換機ソフトウェア） | 9.8 | 年 |
| 無形固定資産（その他の無形固定資産） | 5.2 | 年 |

別表第5～第8（略）

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(総務大臣による通知)

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

(経過措置)

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第二十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成二十三年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部改正案 新旧対照条文

○接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案 現 行

附 則

附 則 （平成一七年二月一四日総務省令第一四号）

1～5（略）

6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は別表第1の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成二十五年三月三十一日までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。

8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成十七年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五

附 則 （平成一七年二月一四日総務省令第一四号）

1～5（略）

6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は別表第1の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成二十三年三月三十一日までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。

8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成十七年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五

分の四を超えない額を加算するものであること

二 平成十八年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

三 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の二を超えない額を加算するものであること

四 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の五分の一を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額）を加算するものであること

五 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

分の四を超えない額を加算するものであること

二 平成十八年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

三 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の二を超えない額を加算するものであること

四 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種

指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の五分の一を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額）を加算するものであること

五 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること

六 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算すること

七 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算すること

九 事業者は、第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができること

十 前項の加算は、平成二十五年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算すること。

二 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該

六 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算すること

九 事業者は、第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができること

十 前項の加算は、平成二十三年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算すること。

二 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該

設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置設置局から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の三を超えない額）を加算するものであること。

三 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額を加算すること。

四 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額を加算すること。

三 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の二を超えない額を加算すること。

四 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算すること。

五 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、

設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の三を超えない額）を加算するものであること。

加算しないものであること。

11

事業者は、第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（基地局設備との間を伝送する設備との接続に関するものに限り、専らアナログ信号の伝送に用いられる設備との接続に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

12

前項の加算は、**平成二十五年三月三十一日**までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の三分の一を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その十五分の七を超えない額）を加算するものであること。

二 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、

11

事業者は、第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価（基地局設備との間を伝送する設備との接続に関するものに限り、専らアナログ信号の伝送に用いられる設備との接続に関するものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

12

前項の加算は、**平成二十三年三月三十一日**までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

一 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの（き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）との接続に関する接続料の原価の三分の一を超えない額（第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その十五分の七を超えない額）を加算するものであること。

二 平成二十一年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、

その五分の一を超えない額を加算するものであること。

三 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

四 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一

種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

四 平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

13

附則第八項第四号から第七号まで、附則第十項第一号から第五号まで及び前項各号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

14 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成二十五年三月三十日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の

その五分の一を超えない額を加算するものであること。

三 平成二十二年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、その五分の一を超えない額を加算するものであること。

13

附則第八項第四号から第六号まで、附則第十項第一号から第四号まで及び前項各号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

14 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成二十三年三月三十日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の

通信量等の合算値を用いることができる。

15 事業者は、前項の合算値を用いる場合において、新規則第十九条の規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

16 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、前項の予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし本項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

17 **平成二十五年三月三十一日**までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

18
19 (略)

通信量等の合算値を用いることができる。

15 事業者は、前項の合算値を用いる場合において、新規則第十九条の規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

16 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、前項の予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし本項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

17 **平成二十三年三月三十一日**までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

18
19 (略)

附 則
この省令は、公布の日から施行する。